

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

【化学物質系評価グループ】

1 添加物

・ 2-エチル-5-メチルピラジン	1
・ イソペンチルアミン	2
・ ケイ酸マグネシウム	3
・ ブチルアミン	4
・ フェネチルアミン	5
・ プロピオンアルデヒド	6
・ 6-メチルキノリン	7
・ フルジオキシニル	8
・ 3-メチル-2-ブタノール	9
・ 亜塩素酸ナトリウム	10
・ 5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリン	11
・ ソルビン酸カルシウム	12
・ 2-エチルピラジン	13
・ 2-メチルピラジン	14
・ 2-ペンタノール	15
・ 2-メチルブチルアルデヒド	16
・ 亜塩素酸水	17
・ ステアロイル乳酸ナトリウム	18
・ L-グルタミン酸アンモニウム	19
・ 次亜塩素酸水	20

2 農薬

・ キザロホップエチル	21
・ トリネキサパックエチル	22
・ ペントキサゾン	23
・ クロルフェナピル	24

・ エトフェンプロックス	25
・ チジアズロン	26
・ メプロニル	27
・ 1-メチルシクロプロペン	28
・ 塩酸ホルメタネート	29
・ メトキシフェノジド	30
・ シエノピラフェン	31
・ シフルメトフェン	32
・ アゾキシストロビン	33
・ プロピルスルフロン	34
・ グルホシネート	35
・ スピネトラム	36
・ メミノストロビン	37
・ シアゾファミド	38
・ ピリダリル	39
・ エトプロホス	40
・ オキシフルオルフェン	41
・ エトフェンプロックス(清涼飲料水)	42
・ メプロニル(清涼飲料水)	43
・ パクロブトラゾール	44
・ ミルベメクチン	45
・ アジムスルフロン	46
・ シフルフェナミド	47
・ プロスルホカルブ	48
・ イプロベンホス	50
・ イソチアニル	51
・ エスプロカルブ	53

・スピロテトラマト	55	・クロルエトキシホス	101
・クロランスラムメチル	56	・プロファム	102
・ミクロブタニル	57	・トリブホス	103
・アジンホスメチル	58	・ルフェヌロン	104
・ジメテナミド	59	・ノバルロン	105
・スピロメシフェン	63	・メタアルデヒド	108
・ビフェントリン	64	・ブタミホス	110
・プロパモカルブ塩酸塩、プロパモカルブ	65	・メタラキシル及びメフェノキサム	111
・メチオカルブ	66	・シメコナゾール	118
・フルジオキシニル	67	・トリフルスルフロメチル	120
・フルシラゾール	68	・ピラクロストロビン	121
・クロメプロップ	69	・ボスカリド	128
・プロチオコナゾール	70	・プリミスルフロメチル	135
・ピリフルキナゾン	71	・メソトリオン	136
・メトラクロール	72	・レピメクチン	139
・プリミスルファン	73	・プレチラクロール(清涼飲料水)	142
・ベンダイオカルブ	74	・ペンシクロン(清涼飲料水)	143
・ピリプロキシフェン	75	・EPN(清涼飲料水)	144
・アミスルプロム	76	・ブタミホス(清涼飲料水)	145
・メトラクロール(清涼飲料水)	77	・メタラキシル(清涼飲料水)	146
・クロフェンセット	78	・インドキサカルブ	147
・フルフェンピルエチル	79	・メタミドホス	152
・プレチラクロール	80	・ブプロフェジン	153
・フルアクリピリム	82	・トリフロキシストロビン	157
・ペンシクロン	83	・オキサジクロメホン	163
・フェリムゾン	88	・ゾキサミド	168
・EPN	90	・チアゾピル	169
・フェノキサニル	92	・アセタミプリド	170
・フェントラザミド	94	・トリルフルアニド	177
・ジクロスラム	96	・プロボキシカルバゾン	178
・ヘキサジノン	97	・ピリブチカルブ	179
・ジクロシメット	98	・オキサジアゾン	181
・メフェンピルジエチル	100	・カルボキシシ	183

・ ハロスルフロンメチル(清涼飲料水)	184
・ ブプロフェジン(清涼飲料水)	185
・ ピリブチカルブ(清涼飲料水)	186
・ テブフェノジド	187
・ イミベンコナゾール	193
・ ダイムロン(清涼飲料水)	194
・ カルプロバミド(清涼飲料水)	195
・ フルトラニル(清涼飲料水)	196
・ エスプロカルブ(清涼飲料水)	197
・ カフェンストール(清涼飲料水)	198
・ メフェナセツ(清涼飲料水)	199
・ イミダクロプリド	200
・ フルリドン	206
・ ピリプロキシフェン(清涼飲料水)	207
・ クロルピリホス	208
・ クロルピリホス(清涼飲料水)	209
・ アゾキシストロビン(清涼飲料水)	210

3 動物用医薬品

・ オラキンボックス	211
・ ケトプロフェン	212
・ ピペラジン	213
・ ニューカッスル病・マレック病(ニューカッスル病ウイルス由来F 白遺伝子導入マレック病ウイルス1型)凍結生ワクチン ..	214
・ ニューカッスル病・マレック病(ニューカッスル病ウイルス由来F 白遺伝子導入マレック病ウイルス1型)凍結生ワクチン(セルミュー ンN) ..	215
・ フルベンダゾール	216
・ セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射液(エクネセル 注) ..	217
・ メベンダゾール	218
・ レバミゾール	219
・ クレンブテロール	220

・ カルプロフェン	221
・ カラゾロール	222
・ イミダカルブ	223
・ セフキノム	224
・ 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン／セファ ガード) ..	225
・ ラフォキサニド	226
・ オキシベンダゾール	227
・ 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー) ..	228
・ リファキシミン	229
・ チアンフェニコール	230
・ チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイ ゾン注射液及びバジット注射液) ..	231
・ セフォペラゾン	232
・ コリスチン	234
・ プロチゾラム	235
・ フロルフェニコール	236
・ フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロー ル) ..	237
・ マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤(マルボ シル2%、同10%) ..	238
・ カナマイシン	239
・ セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル 注) ..	240
・ パロモマイシン	241
・ ベンジルペニシリン	242
・ エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原 体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル10%液)、牛の強制経口投与剤 (バイトリル2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5% 注射液、同5%注射液、同10%注射液) ..	243
・ オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン 液) ..	244

・ 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸ジフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散25%)	.. 245
4 化学物質・汚染物質	
・ カドミウム及びその化合物に係る水道により供給される水の水質基準の改正について	.. 246
・ 米のカドミウムの成分規格改正について	247
・ クロロホルム(清涼飲料水)	250
・ ブロモジクロロメタン(清涼飲料水)	251
・ ジブロモクロロメタン(清涼飲料水)	252
・ ブロモホルム(清涼飲料水)	253
・ 総トリハロメタン(清涼飲料水)	254
・ ベンゼン(清涼飲料水)	256
・ 1, 2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	257
・ 臭素酸(清涼飲料水)	258
・ トリクロロエチレン(清涼飲料水)	259
・ ジクロロメタン(清涼飲料水)	260
・ テトラクロロエチレン(清涼飲料水)	261
・ トルエン(清涼飲料水)	262
・ 銅(清涼飲料水)	263
・ ホルムアルデヒド(清涼飲料水)	264
・ メチル-tert-ブチルエーテル(清涼飲料水)	265
・ 1, 1, 1-トリクロロエタン(清涼飲料水)	266
・ 1, 1, 2-トリクロロエタン(清涼飲料水)	267
・ 亜塩素酸(清涼飲料水)	268
・ 二酸化塩素(清涼飲料水)	269
・ カドミウム(清涼飲料水)	270
・ 四塩化炭素(清涼飲料水)	271
・ 1, 4-ジオキサン(清涼飲料水)	272
・ 1, 1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	273
・ シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	.. 274
・ 塩素酸(清涼飲料水)	275

・ ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)	276
・ 抱水クロラール(清涼飲料水)	277
・ 塩素(残留塩素)(清涼飲料水)	278

【生物系評価グループ】

1 微生物・ウイルス

・ 鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価(厚生労働省)	.. 279
・ 鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価(農林水産省)	.. 282

2 プリオン

・ 我が国に輸入される牛肉及び牛内蔵に係る食品健康影響評価(厚生労働省)	.. 285
・ 我が国に輸入される牛肉及び牛内蔵に係る食品健康影響評価(農林水産省)	.. 287

3 かび毒・自然毒

・ 食品中の総アフラトキシンに係る食品健康影響評価について	289
-------------------------------	-----

【新食品等評価グループ】

1 遺伝子組換え食品等

・ 除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統と除草剤グルホシネート耐性トウモロコシT25系統を掛け合わせた品種	.. 291
・ 除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統(厚生労働省)	292
・ 除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統(農林水産省)	293
・ GLU-No.2株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム	294
・ PHE-No.2株を利用して生産されたL-フェニルアラニン	295
・ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統(厚生労働省)	296
・ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統(農林水産省)	297
・ ARG-No.2株を利用して生産されたL-アルギニン	298

・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt 11系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した4品種は除く)	299
・ 除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統と除草剤グルホシネート耐性ワタLLCotton25系統を掛け合わせた品種	300
・ 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ(DP-356043-5)	301
・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt 11系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統とトウモロコシ1507系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価を終了した4品種は除く)	302
・ 高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1(厚生労働省)	303
・ 高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1(農林水産省)	304
・ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統とトウモロコシ1507系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種	305
・ パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統	306
2 新開発食品	
・ ヘルシアコーヒー 無糖ブラック	307
・ ヘルシアコーヒー マイルドミルク	308
・ 麦の葉うまれの食物繊維	309
・ ガイオ タガトース	310
3 肥料・飼料等	
・ オラキンドックス	311
・ ノシヘプタイド	312
・ コリスチン	314

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-エチル-5-メチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年3月12日付け厚生労働省発食安第0312001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-エチル-5-メチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成21年10月8日府食第954号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月25日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年6月2日～7月12日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成22年8月10日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソペンチルアミン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年8月12日付け厚生労働省発食安0812第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	イソペンチルアミンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成21年11月12日府食第1076号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月25日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年6月2日～7月12日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成22年8月10日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ケイ酸マグネシウム
評価品目の分類	添加物
用 途	固結防止剤、ろ過助剤並びにカプセル剤、錠剤等の形状の食品の製造用剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年8月15日付け厚生労働省発食安第0815004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（固結防止剤、ろ過助剤並びにカプセル剤、錠剤等の形状の食品の製造用剤）
評価結果の概要	ケイ酸マグネシウムの一日摂取許容量（ADI）を0.3mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、小児においてマグネシウムに対する感受性が高いこと、乳幼児～小児において食事由来の摂取量が推奨量を上回る可能性が示唆されていることから、栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児～小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないよう、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべきである。JECFAでは、腎機能低下を有するヒトでは有害影響を起こす可能性を指摘しているが、そのような方々は、医学的に適切に指導管理されるべきグループであり、今回の添加物としての評価においては注意喚起について言及しないこととした。 （平成22年1月21日府食第47号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月25日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年6月2日～7月12日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成22年8月10日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブチルアミン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年9月10日付け厚生労働省発食安091第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	ブチルアミンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成22年3月4日府食第157号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月5日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年6月2日～7月12日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成22年9月7日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェネチルアミン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年11月5日付け厚生労働省発食安1105第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	フェネチルアミンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 。（平成22年3月18日府食第214号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月5日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年6月2日～7月12日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成22年9月7日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロピオンアルデヒド
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年11月20日付け厚生労働省発食安第1120004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	プロピオンアルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成21年4月2日府食第311号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年4月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～4月30日薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	平成22年5月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、着香の目的以外に使用してはならないと設定した。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 1 上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	6-メチルキノリン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年11月20日付け厚生労働省発食安第1120005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	6-メチルキノリンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成21年5月21日府食第499号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年4月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年7月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～4月30日薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	平成22年5月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、着香の目的以外に使用してはならないと設定した。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 1 上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルジオキシニル
評価品目の分類	添加物
用 途	防かび剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年11月20日付け厚生労働省発食安第1120003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（防かび剤）
評価結果の概要	フルジオキシニルの一日摂取許容量（AD I）を0.33mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 農薬としての使用に基づく暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。なお、平成10～12年の国民栄養調査結果に基づき試算されるフルジオキシニルの一日あたりの理論的最大一日摂取量は1,424μgであり、ヒトの体重を50kgと仮定すると、そのAD I比は8.6%である。 また、ヒトにおける暴露量及び体内動態も勘案して検討を行った結果、ヒトがフルジオキシニルを継続的に経口摂取することによって耐性菌が選択され、保健衛生上の危害を生じるおそれはないものとする。 （平成21年7月16日府食第682号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年6月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議され、平成22年9月9日の添加物部会の際に農動部会（平成22年7月30日開催）後に修正した資料を報告した。 平成22年7月8日～8月17日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 1 上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	3-メチル-2-ブタノール
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年3月12日付け厚生労働省発食安第0312003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	3-メチル-2-ブタノールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成21年7月23日府食第701号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年9月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年4月5日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～4月30日薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	平成22年5月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、着香の目的以外に使用してはならないと設定した。 。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 1 上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸ナトリウム
評価品目の分類	添加物
用 途	漂白剤及び殺菌料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年4月13日付け厚生労働省発食安第0413001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の使用基準改正（漂白剤及び殺菌料）
評価結果の概要	亜塩素酸ナトリウムの一摂取許容量（ADI）を亜塩素酸イオンとして0.029mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ さらに、混入の可能性が指摘された臭素酸について、市販の亜塩素酸ナトリウム製剤を用いて調製した水溶液中の実測データを基に評価した限りにおいて、臭素酸が検出されないことを確認した。 亜塩素酸ナトリウムのNOAELの最小値は、ラットを用いた二世世代繁殖試験結果に基づき、聴覚驚愕反応の低下を根拠に亜塩素酸イオンとして2.9 mg/kg 体重/日と考えられることから、亜塩素酸ナトリウムのADIは、安全係数を100とし、亜塩素酸イオンとして0.029 mg/kg体重/日と評価した。 （平成21年7月23日府食第702号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年6月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年7月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～4月30日薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	平成22年5月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正。 （塩かずのこへの使用が認められた） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 1 上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年3月12日付け厚生労働省発食安第0312002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成21年8月27日府食第818号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年9月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年4月5日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～4月30日薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	平成22年5月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、着香の目的以外に使用してはならないと設定した。 。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 1 上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ソルビン酸カルシウム
評価品目の分類	添加物
用 途	保存料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319025号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（保存料）
評価結果の概要	ソルビン酸及びその塩類（ソルビン酸カリウム、ソルビン酸カルシウム）のグループとして一日摂取許容量（AD I）を、ソルビン酸として25mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、ソルビン酸類に由来する副生成物、ソルビン酸類と他の食品添加物等との相互作用に関連して、発がん性、生殖発生毒性及び遺伝毒性に関する試験成績が報告されている。ソルビン酸と亜硝酸塩の反応生成物は通常の使用状況下とは異なる極めて限られた条件下で生成することに留意する必要があるとされており、SCF*においてはソルビン酸類と亜硝酸塩の共存下における遺伝毒性物質の生成に関する試験結果の一部が相互矛盾のため信頼できず、また、通常条件下ではヒトの健康に対するハザードがないとしており、本調査会としては妥当と判断した。 *SCF：欧州連合食品科学委員会 （平成20年11月20日府食第1264号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年11月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～4月30日薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	平成22年5月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） - 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 - 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 20下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-エチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年5月22日付け厚生労働省発食安第0522006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-エチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 。（平成20年11月27日府食第1293号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～4月30日薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	平成22年5月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、着香の目的以外に使用してはならないと設定した。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 20下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-メチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年5月22日付け厚生労働省発食安第0522007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-メチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成20年11月27日府食第1294号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～4月30日薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	平成22年5月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、着香の目的以外に使用してはならないと設定した。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 20下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-ペンタノール
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年10月14日付け厚生労働省発食安第1014001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-ペンタノールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成21年1月22日府食第83号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年4月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年7月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～4月30日薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	平成22年5月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、着香の目的以外に使用してはならないと設定した。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 20下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-メチルブチルアルデヒド
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年10月14日付け厚生労働省発食安第1014002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-メチルブチルアルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成21年1月22日府食第84号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年12月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年3月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～4月30日薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	平成22年5月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、着香の目的以外に使用してはならないと設定した。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 20下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸水
評価品目の分類	添加物
用 途	製造用剤（殺菌料）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年8月14日付け厚生労働省発食安第0814001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（殺菌料）
評価結果の概要	亜塩素酸水の一摂取許容量（ADI）を亜塩素酸イオンとして0.029mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「付帯事項」抄> 亜塩素酸水に遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が混入する可能性があることから、厚生労働省は、以下の事項について確実に履行すべきである。 ・臭素酸の混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、同調査結果及び検討結果を、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告すること。 なお、既に使用の認められている次亜塩素酸ナトリウム等、臭素酸の混入する可能性のある食品添加物についても、混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討すべきと考える。 （平成20年6月19日府食第677号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22月3月現在、臭素酸の混入の実態について調査しているところであり、併せて、基準設定に必要な資料を収集。
施策の概要等	「亜塩素酸水」の食品健康影響評価の結果の付帯事項として、亜塩素酸水への臭素酸の混入の可能性のあることから、その実態について調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、これらの調査結果及び検討結果について、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告することが求められている。 （施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続20上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ステアロイル乳酸ナトリウム
評価品目の分類	添加物
用 途	乳化剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月6日付け厚生労働省発食安第0206001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（乳化剤）
評価結果の概要	ステアロイル乳酸ナトリウムの一日摂取許容量（A D I）を20mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ なお、乳幼児におけるステアロイル乳酸ナトリウムの摂取に由来するD-乳酸の摂取については、以下の理由から安全性に特段の問題はないと考えられる。 ・ステアロイル乳酸ナトリウムには、海外における長年の食経験があり、乳幼児食品への使用制限はとられていない。 ・わが国におけるステアロイル乳酸ナトリウムの推定摂取量（3.9mg/人/日）に規格案上40%まで含まれる乳酸がすべてD体であると仮定して、乳幼児でのD-乳酸摂取量を見積もった。推定摂取量を体重50kgで除した値から、影響がみられた乳幼児（体重を5kgと仮定）でのD-乳酸摂取量は約0.16mg/日と算出された。この値は、乳幼児で影響がみられたときのD-乳酸摂取量（約0.4～0.5g/日）より十分少ないと推定される。 （平成20年7月10日府食第766号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年7月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～4月30日薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	平成22年5月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	Ｌ-グルタミン酸アンモニウム
評価品目の分類	添加物
用 途	調味料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年5月22日付け厚生労働省発食安第0522006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（調味料）
評価結果の概要	Ｌ-グルタミン酸アンモニウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ＡＤＩ）を特定する必要はない。 （平成20年3月13日府食第277号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年4月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年6月11日～7月12日薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議 平成22年8月10日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 19 下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	次亜塩素酸水
評価品目の分類	添加物
用 途	殺菌料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年1月31日付け厚生労働省発食安第0131002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物の成分規格を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の成分規格改正（殺菌料）
評価結果の概要	今回、食品健康影響評価を求められた2種類の次亜塩素酸水は、使用後、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成19年1月25日府食第94号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	- 平成19年3月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 - 平成20年1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	「亜塩素酸水」の食品健康影響評価の結果の付帯事項として、亜塩素酸水への臭素酸の混入の可能性があることから、その実態について調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、これらの調査結果及び検討結果について、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告することが求められている。このことは、類似物質である「次亜塩素酸水」についても同様であることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示については、臭素酸についての検討及び食品安全委員会への報告を行った後に公布予定である。 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 次亜塩素酸水については、評価依頼をした時点の成分規格案から、含量の規定について変更した場合においても、食品健康影響評価の結果に影響を与えることがない旨、意見照会により内閣府食品安全委員会事務局長宛に確認済。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 18 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	キザロホップエチル
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305012号、平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	キザロホップエチルの一日摂取許容量（A D I）を0.009 mg/kg 体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ なお、入手可能な試験成績は、キザロホップエチル及びキザロホップPエチルのみであったことから、本評価にキザロホップPテフリルは含まないこととする。 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年10月22日府食第1006号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、キザロホップPテフリルに係る評価資料を入手後、再諮問を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリネキサパックエチル
評価品目の分類	農薬
用 途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月25日付け厚生労働省発食安第0625004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリネキサパックエチルの一日摂取許容量（A D I）を0.0059 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年10月22日府食第1007号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペントキサゾン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年5月23日付け厚生労働省発食安第0523002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ペントキサゾンの一日摂取許容量（A D I）を0.23 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成21年10月22日府食第1008号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年8月25日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	適用拡大、魚介類の基準設定

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルフェナピル
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年1月20日付け厚生労働省発食安第0120003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルフェナピルの一日摂取許容量（A D I）を0.026mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年11月5日府食第1048号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年6月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年7月5日～8月17日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	適用拡大

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトフェンプロックス
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年2月17日付け厚生労働省発食安第0217001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エトフェンプロックスの一日摂取許容量（A D I）を0.031mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、今回の食品健康影響評価の対象は、魚介類及び畜産物についてであり、適用拡大にあたり食品健康影響評価を要請する場合は、代謝物IVに関する作物残留試験、動物体内における生成を示す試験等の追加資料が必要である。 暴露量については、暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年11月19日府食第1100号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年9月29日～ 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	魚介類及び畜産物基準設定

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チジアズロン
評価品目の分類	農薬
用 途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305016号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	チジアズロンの一日摂取許容量（A D I）を0.039mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年12月3日府食第1133号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メプロニル
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325017号、平20年4月1日付け厚生労働省発食安第0401005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メプロニルの一日摂取許容量（A D I）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年12月17日府食第1167号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り、魚介類基準設定

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1-メチルシクロプロペン
評価品目の分類	農薬
用 途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年8月23日付け厚生労働省発食安第0823002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	経口暴露による厳密な意味での一日摂取許容量を求めることはできないと考えられた。しかしながら、作物残留試験の結果、1-メチルシクロプロペンの残留物は極微量であり、農薬登録申請における使用方法で適切に使用される限りにおいては食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は極めて低いと考えられた。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、吸入暴露試験で得られた無毒性量の最小値であるラットを用いた90日間亜急性吸入毒性試験の0.95mg/kg体重/日から敢えてADIを算出するとすれば、安全係数1,000（種差：10、個体差：10、短期試験のため：10）で除した0.00095mg/kg体重/日が得られる。 （平成21年12月17日府食第1166号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年8月25日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	新規登録申請

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ホルメタネート
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫/殺ダニ剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	塩酸ホルメタネートの一日摂取許容量（A D I）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年1月7日府食第13号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メトキシフェノジド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年6月8日付け厚生労働省発食安第0608005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メトキシフェノジドの一日摂取許容量（A D I）を0.098mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年1月7日府食第14号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年6月4日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月15日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	適用拡大

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シエノピラフェン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年8月4日付け厚生労働省発食安0804第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シエノピラフェンの一日摂取許容量（A D I）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年1月14日府食第30号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年6月4日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月15日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	適用拡大

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シフルメトフェン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年6月8日付け厚生労働省発食安第0608002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シフルメトフェンの一日摂取許容量（A D I）を0.092mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年1月21日府食第49号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年6月4日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月15日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	適用拡大

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アゾキシストロビン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年6月8日付け厚生労働省発食安第0608001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アゾキシストロビンの一日摂取許容量（A D I）を0.18mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年1月28日府食第64号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年6月4日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月15日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	適用拡大

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロピリスルフロン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年6月8日付け厚生労働省発食安第0608004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロピリスルフロンの一日摂取許容量（A D I）を0.011mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年1月28日府食第65号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年6月4日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月15日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	新規登録申請、魚介類基準設定

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グルホシネート
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年7月13日付け厚生労働省発食安第0713006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	グルホシネートの一日摂取許容量（A D I）を0.0091mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年2月25日府食第139号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年9月29日～ 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り、新規登録、適用拡大

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピネトラム
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年8月4日付け厚生労働省発食安0804第6号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	スピネトラムの一摂取許容量（A D I）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年2月25日府食第140号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年8月13日～9月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	新規登録申請

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メトミノストロビン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メトミノストロビンの一日摂取許容量（A D I）を0.016mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年3月4日府食第158号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り、魚介類基準設定

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シアゾファミド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年10月27日付け厚生労働省発食安1027第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シアゾファミドの一日摂取許容量（A D I）を0.17mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年3月18日府食第210号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年9月29日～ 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	適用拡大、インポートトレランス

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリダリル
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年3月24日付け厚生労働省発食安第0324001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリダリルの一日摂取許容量（A D I）を0.028mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年3月18日府食第211号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	適用拡大

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトプロホス
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年7月8日付け厚生労働省発食安第0708002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エトプロホスの一日摂取許容量（A D I）を0.00025mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年3月25日府食第237号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年8月13日～9月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキシフルオルフェン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキシフルオルフェンの一日摂取許容量（A D I）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年3月25日府食第238号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトフェンプロックス（清涼飲料水）
評価品目の分類	農薬
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エトフェンプロックスの一日摂取許容量（A D I）を0.031mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ なお、今回の食品健康影響評価の対象は、魚介類及び畜産物についてであり、適用拡大にあたり食品健康影響評価を要請する場合は、代謝物IVに関する作物残留試験、動物体内における生成を示す試験等の追加資料が必要である。 暴露量については、暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年11月19日府食第1100号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メプロニル（清涼飲料水）
評価品目の分類	農薬
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メプロニルの一日摂取許容量（A D I）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年12月17日府食第1167号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	パクロブトラゾール
評価品目の分類	農薬
用 途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月4日付け厚生労働省発食安第1204002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	パクロブトラゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.02mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年4月2日府食第312号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年6月4日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月15日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り、魚介類基準設定

（継続 2 1 上）

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ミルベメクテン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年11月8日付け厚生労働省発食安第1108002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718033号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ミルベメクテンの一日摂取許容量（A D I）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年4月2日府食第313号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月1日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年5月28日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年6月15日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り、適用拡大

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アジムスルフロン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年4月9日付け厚生労働省発食安第0409003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アジムスルフロンの一摂取許容量（A D I）を0.095mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年4月9日府食第344号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年8月25日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シフルフェナミド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シフルフェナミドの一日摂取許容量（A D I）を0.041mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年4月16日府食第383号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年8月25日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロスルホカルブ										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	プロスルホカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.019mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年4月16日府食第384号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年12月2日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年4月13日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年4月14日～7月27日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年8月10日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI比 （％）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>1.4</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>0.4</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI比 （％）	国民平均	0.6	幼小児（1～6 歳）	1.4	妊婦	0.6	高齢者（65 歳以上）	0.4
	TMDI／ADI比 （％）										
国民平均	0.6										
幼小児（1～6 歳）	1.4										
妊婦	0.6										
高齢者（65 歳以上）	0.4										
施策の実効性確保措置	平成22年8月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	新規登録申請										

(継続 2 1 上)

プロスルホカルブ (除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.05	
大麦	○ 0.05	

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イプロベンホス
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イプロベンホスの一日摂取許容量（A D I）を0.035mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年4月23日府食第412号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年1月27日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年6月18日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り、魚介類基準設定

(継続 2 1 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソチアニル										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年10月7日付け厚生労働省発食安第1007001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	イソチアニルの一日摂取許容量（AD I）を0.028mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年4月30日府食第439号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月22日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月19日～4月12日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年5月19日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI）のAD Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI比 （％）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>3.7</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>6.6</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>2.7</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>3.7</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI比 （％）	国民平均	3.7	幼小児（1～6 歳）	6.6	妊婦	2.7	高齢者（65 歳以上）	3.7
	TMDI／ADI比 （％）										
国民平均	3.7										
幼小児（1～6 歳）	6.6										
妊婦	2.7										
高齢者（65 歳以上）	3.7										
施策の実効性確保措置	平成22年5月19日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	新規登録申請										

イソチアニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.3	

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エスプロカルブ										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成21年1月20日付け厚生労働省発食安第0120002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	エスプロカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年5月14日府食第470号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年4月13日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年4月14日～7月27日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年8月10日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI比 （％）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>5.3</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>9.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>5.0</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>4.9</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI比 （％）	国民平均	5.3	幼小児（1～6 歳）	9.3	妊婦	5.0	高齢者（65 歳以上）	4.9
	TMDI／ADI比 （％）										
国民平均	5.3										
幼小児（1～6 歳）	9.3										
妊婦	5.0										
高齢者（65 歳以上）	4.9										
施策の実効性確保措置	平成22年8月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	適用拡大										

(継続 2 1 上)

エスプロカルブ(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.02	0.02
小麦	○ 0.05	
魚介類	○ 0.2	0.2

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピロテトラマト
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年8月18日付け厚生労働省発食安第0818002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	スピロテトラマトの一日摂取許容量（A D I）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年5月14日府食第471号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月1日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年5月28日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年6月15日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	インポートトレランス

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロランスラムメチル
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロランスラムメチルの一日摂取許容量（A D I）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年5月21日府食第497号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ミクロブタニル
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325016号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ミクロブタニルの一日摂取許容量（A D I）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年5月21日府食第498号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アジンホスメチル
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月9日付け厚生労働省発食安第0909001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アジンホスメチルの一日摂取許容量（A D I）を0.0014mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年5月28日府食第527号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年9月29日～ 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジメテナミド										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602005号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ジメテナミドの一日摂取許容量（AD I）を0.038mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年6月11日府食第568号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年4月30日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年4月30日～7月12日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年8月10日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI）のAD Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI 比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6 歳)</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>高齢者(65 歳以上)</td><td>0.4</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI 比 (%)	国民平均	0.4	幼小児(1～6 歳)	1.0	妊婦	0.4	高齢者(65 歳以上)	0.4
	TMDI／ADI 比 (%)										
国民平均	0.4										
幼小児(1～6 歳)	1.0										
妊婦	0.4										
高齢者(65 歳以上)	0.4										
施策の実効性確保措置	平成22年8月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	暫定基準有り、新規登録申請										

(継続 2 1 上)

ジメテナミド(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	● 0.05	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類 ²	○ 0.01	0.01
大豆	● 0.05	0.1
小豆類 ³	○	0.01
らつかせい	○ 0.01	0.01
ばれいしょ	○ 0.01	0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	○	0.01
かんしょ	○ 0.01	0.01
やまいも(長いもをいう。)	○	0.01
その他のいも類 ⁵	○	0.01
てんさい	○ 0.05	0.01
かぶ類の根	○ 0.01	
かぶ類の葉	○ 0.1	
西洋わさび	○	0.01
はくさい	●	0.1
キャベツ	● 0.05	0.1

ジメテナミド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
芽キャベツ	●	0.1
たまねぎ	○ 0.01	0.01
にんにく	○ 0.01	0.01
その他のゆり科野菜 ⁸	○ 0.01	0.01
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.01	
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.01	
しろうり	○ 0.01	
すいか	○ 0.01	
メロン類果実	○ 0.01	
まくわうり	○ 0.01	
その他のうり科野菜 ¹¹	○ 0.01	0.01
しょうが	○	0.01
えだまめ	○ 0.05	
その他の野菜 ¹²	○ 0.01	0.01
ホップ	○ 0.05	
その他のスパイス ¹⁸	○	0.01
その他のハーブ ¹⁹	○	0.01
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.01	
豚の脂肪	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	
乳	○ 0.01	
鶏の筋肉	○ 0.01	
その他の家きん ²² の筋肉	○ 0.01	
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分 ²¹	○ 0.01	
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家きんの卵	○ 0.01	

- 2.「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 3.いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- 5.「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
- 8.「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 11.「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 12.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 18.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 19.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 20.「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 21.「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分をいう。
- 22.「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピロメシフェン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年1月20日付け厚生労働省発食安第0120004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	スピロメシフェンの一日摂取許容量（A D I）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年6月25日府食第612号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年8月25日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	適用拡大

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ビフェントリン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年1月20日付け厚生労働省発食安第0120005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ビフェントリンの一日摂取許容量（A D I）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年6月25日府食第613号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年6月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年7月5日～8月17日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	適用拡大

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロパモカルブ塩酸塩、プロパモカルブ
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年10月21日付け厚生労働省発食安第1021002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718030号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロパモカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.29mg/kg体重/日（プロパモカルブ塩酸塩として）と設定する。 (平成21年7月9日府食第659号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年5月11日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年8月25日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り、新規登録申請

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メチオカルブ
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メチオカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年7月9日府食第660号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルジオキシニル
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月25日付け厚生労働省発食安第0625006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルジオキシニルの一日摂取許容量（A D I）を0.33mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 農薬としての使用に基づく暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。なお、平成10～12年の国民栄養調査結果に基づき試算されるフルジオキシニルの一日あたりの理論的最大一日摂取量は1,424μgであり、ヒトの体重を50kgと仮定すると、そのA D I 比は8.6%である。 また、ヒトにおける暴露量及び体内動態も勘案して検討を行った結果、ヒトがフルジオキシニルを継続的に経口摂取することによって耐性菌が選択され、保健衛生上の危害を生じるおそれはないものとする。 （平成21年7月16日府食第682号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年8月13日～9月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルシラゾール
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルシラゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.0014mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年7月16日府食第683号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年5月11日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年9月8日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り、インポートトレランス

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロメプロップ
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305014号、平成20年10月7日付け厚生労働省発食安第1007002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロメプロップの一日摂取許容量（ADI）を0.0062mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年7月23日府食第699号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年8月25日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り、魚介類基準設定

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロチオコナゾール
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロチオコナゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.011mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年7月23日府食第700号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年8月25日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	インポートトレランス

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリフルキナゾン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリフルキナゾンの一日摂取許容量（A D I）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年7月30日府食第728号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年1月27日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年6月18日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	新規登録申請

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メトラクロール
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年6月17日付け厚生労働省発食安第0617001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メトラクロールの一摂取許容量（A D I）を0.097mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年7月30日府食第729号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年5月11日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年9月8日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り、適用拡大

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリミスルファン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年10月30日付け厚生労働省発食安第1030004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリミスルファンの一日摂取許容量（A D I）を0.35mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年8月27日府食第824号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年8月25日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	新規登録申請

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンダイオカルブ
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ベンダイオカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.0035mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年8月27日府食第825号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	諮問の取扱いに関して、食品安全委員会と調整中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリプロキシフェン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年3月24日付け厚生労働省発食安第0324002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリプロキシフェンの一日摂取許容量（A D I）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年9月3日府食第855号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年8月25日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	適用拡大

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミスルプロム
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年1月20日付け厚生労働省発食安第0120001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アミスルプロムの一日摂取許容量（A D I）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年9月10日府食第872号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年1月27日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年6月18日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	適用拡大

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メトラクロール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メトラクロールの一摂取許容量（A D I）を0.097mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年7月30日府食第729号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロフェンセット
評価品目の分類	農薬
用 途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロフェンセットの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日（クロフェンセットカリウム塩として）と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月2日府食第1041号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年8月25日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルフェンピルエチル
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルフェンピルエチルの一日摂取許容量（A D I）を0.39mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月2日府食第1042号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年6月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年7月5日～8月17日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 20下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プレチラクロール										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年9月25日付け厚生労働省発食安第0925001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	プレチラクロールの一日摂取許容量（AD I）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年10月9日府食第1082号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年1月26日～3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年4月6日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI）のAD Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>3.5</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6 歳)</td><td>5.5</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>3.2</td></tr> <tr> <td>高齢者(65 歳以上)</td><td>3.5</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI比 (%)	国民平均	3.5	幼小児(1～6 歳)	5.5	妊婦	3.2	高齢者(65 歳以上)	3.5
	TMDI／ADI比 (%)										
国民平均	3.5										
幼小児(1～6 歳)	5.5										
妊婦	3.2										
高齢者(65 歳以上)	3.5										
施策の実効性確保措置	平成22年4月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	魚介類基準設定										

(継続 20下)

プレチラクロール(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.03	0.1
魚介類	○ 0.3	

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルアクリピリム
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305022号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルアクリピリムの一日摂取許容量（A D I）を0.059mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月16日府食第1101号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年1月27日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年6月18日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 20下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンシクロン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年9月13日付け厚生労働省発食安第0913007号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ペンシクロンの一日摂取許容量（AD I）を0.053mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月16日府食第1102号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年1月26日～3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年4月6日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMD I）のAD Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>7.6</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6 歳)</td><td>13.4</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>6.5</td></tr> <tr> <td>高齢者(65 歳以上)</td><td>7.4</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI比 (%)	国民平均	7.6	幼小児(1～6 歳)	13.4	妊婦	6.5	高齢者(65 歳以上)	7.4
	TMDI／ADI比 (%)										
国民平均	7.6										
幼小児(1～6 歳)	13.4										
妊婦	6.5										
高齢者(65 歳以上)	7.4										
施策の実効性確保措置	平成22年4月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	暫定基準有り、魚介類基準設定、インポートトレランス										

(継続 20下)

ベンシクロン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.3	0.5
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	●	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類 ²	●	0.1
大豆	●	0.1
小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。)	●	0.1
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
らつかせい	●	0.1
その他の豆類 ³	●	0.1
ばれいしょ	● 0.05	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.5
かんしょ	●	0.5
やまいも(長いもをいう。)	● 0.2	0.5
こんにやくいも	●	0.5
その他のいも類 ⁴	●	0.5
てんさい	● 0.5	1
さとうきび	●	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)	●	1
だいこん類の葉	●	0.5
かぶ類の根	●	1
かぶ類の葉	●	0.5
西洋わさび	●	1
クレソン	●	0.5
はくさい	●	0.1
キャベツ	●	0.1
芽キャベツ	●	0.5
ケール	●	0.5
こまつな	●	0.5
きょうな	●	0.5
チンゲンサイ	●	0.5
カリフラワー	●	0.5
ブロッコリー	●	0.5
その他のあぶらな科野菜 ⁵	●	1
ごぼう	●	1
サルシフィー	●	1
アーティチョーク	●	0.5
チコリ	●	0.5
エンダイブ	●	0.5
しゅんぎく	●	0.5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	1
その他のきく科野菜 ⁶	●	1

ペンシクロン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.5
にんにく	●	0.1
にら	●	0.5
アスパラガス	●	0.5
わけぎ	●	0.5
その他のゆり科野菜 ⁷	●	1
にんじん	●	1
パースニップ	●	1
パセリ	●	0.5
セロリ	●	0.5
みつば	●	0.5
その他のせり科野菜 ⁸	●	1
トマト	●	1
ピーマン	●	0.2
なす	●	1
その他のなす科野菜 ⁹	●	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	●	0.1
しろうり	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜 ¹⁰	●	0.1
ほうれんそう	●	1
たけのこ	●	1
オクラ	●	0.2
しょうが	●	1
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	●	0.1
えだまめ	●	0.1
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.1
その他の野菜 ¹²	● 0.7	1
みかん	●	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実 ¹³	●	0.1
りんご	●	0.1
日本なし	●	0.1
西洋なし	●	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	●	0.1

ペンシクロン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず(アブリコットを含む。)	●	0.1
すもも(プルーンを含む。)	●	0.1
うめ	●	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハックルベリー	●	0.1
その他のベリー類果実 ¹⁴	●	0.1
ぶどう	●	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイア	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実 ¹⁵	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ¹⁶	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 ¹⁷	●	0.1
茶	●	0.1
コーヒー豆	●	0.1
カカオ豆	●	0.1
ホップ	●	0.1
その他のスパイス ¹⁸	●	1
その他のハーブ ¹⁹	●	1
魚介類	○ 0.8	

脚注

1. ○:平成22年4月6日施行

●:平成22年10月6日施行

・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

・今回基準値を設定するイミダクロプリドとは、畜産物にあっては、イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリド含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあっては、イミダクロプリドのみをいうこと。

・今回基準値を設定するフェリムゾンとは、フェリムゾン(E体)及びフェリムゾン(Z体)の和をいうこと。

2. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

6. 「その他のさく科野菜」とは、さく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、さく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペニバナの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェリムゾン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年2月5日付け厚生労働省発食安第0205003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フェリムゾンの一摂取許容量（AD I）を0.019mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年11月13日府食第1235号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年1月26日～3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁との協議終了										
施策の概要等	平成22年4月6日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI）のAD Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>22.9</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6 歳)</td><td>39.7</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>17.7</td></tr> <tr> <td>高齢者(65 歳以上)</td><td>22.9</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI比 (%)	国民平均	22.9	幼小児(1～6 歳)	39.7	妊婦	17.7	高齢者(65 歳以上)	22.9
	TMDI／ADI比 (%)										
国民平均	22.9										
幼小児(1～6 歳)	39.7										
妊婦	17.7										
高齢者(65 歳以上)	22.9										
施策の実効性確保措置	平成22年4月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	暫定基準有り、魚介類基準設定										

(継続 20下)

フェリムゾン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 1	1
魚介類	○ 0.5	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	EPN										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年2月5日付け厚生労働省発食安第0205001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	EPNの一日摂取許容量（ADI）を0.0014mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月27日府食第1290号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年1月26日～3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年4月6日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量（EDI）のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>45.1</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6 歳)</td><td>73.9</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>43.0</td></tr> <tr> <td>高齢者(65 歳以上)</td><td>43.1</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI/ADI比 (%)	国民平均	45.1	幼小児(1～6 歳)	73.9	妊婦	43.0	高齢者(65 歳以上)	43.1
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	45.1										
幼小児(1～6 歳)	73.9										
妊婦	43.0										
高齢者(65 歳以上)	43.1										
施策の実効性確保措置	平成22年4月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	適用拡大、魚介類基準設定										

(継続 20下)

EPN(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.02	0.1
小麦	○ 0.2	0.2
かんしょ	○ 0.05	
キャベツ	○ 0.1	0.1
カリフラワー	● 0.02	0.1
ブロッコリー	○ 0.1	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.1	0.1
トマト	●	0.1
ピーマン	●	0.1
なす	●	0.1
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.1
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.2	0.2
すいか	● 0.02	0.1
メロン類果実	● 0.02	0.1
しょうが	○ 0.1	0.1
魚介類	○ 0.3	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェノキサニル										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年2月5日付け厚生労働省発食安第0205002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フェノキサニルの一日摂取許容量（ADI）を0.007mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月27日府食第1291号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年1月26日～3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年4月6日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量（EDI）のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>20.5</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td><td>35.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>16.1</td></tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td><td>20.5</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI/ADI比 (%)	国民平均	20.5	幼小児(1～6歳)	35.3	妊婦	16.1	高齢者(65歳以上)	20.5
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	20.5										
幼小児(1～6歳)	35.3										
妊婦	16.1										
高齢者(65歳以上)	20.5										
施策の実効性確保措置	平成22年4月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	魚介類基準設定										

フェノキサニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 1	1
魚介類	○ 0.2	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェントラザミド										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年2月5日付け厚生労働省発食安第0205004号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フェントラザミドの一日摂取許容量（A D I）を0.0052mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年12月4日府食第1314号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月22日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月19日～4月12日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年5月19日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI比 （％）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>2.4</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>3.9</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>1.9</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>2.3</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI比 （％）	国民平均	2.4	幼小児（1～6 歳）	3.9	妊婦	1.9	高齢者（65 歳以上）	2.3
	TMDI／ADI比 （％）										
国民平均	2.4										
幼小児（1～6 歳）	3.9										
妊婦	1.9										
高齢者（65 歳以上）	2.3										
施策の実効性確保措置	平成22年5月19日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	魚介類基準設定										

フェントラザミド(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.02	0.1
魚介類	○ 0.03	

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロスラム
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジクロスラムの一日摂取許容量（A D I）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年12月11日府食第1336号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年8月13日～9月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヘキサジノン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305023号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ヘキサジノンの一日摂取許容量（A D I）を0.049mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年12月11日府食第1337号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 20下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロシメット										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111004号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ジクロシメットの一日摂取許容量（AD I）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年12月18日府食第1366号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年1月26日～3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年4月6日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMD I）のAD Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI比 （％）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>35.8</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>63.5</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>26.1</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>35.9</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI比 （％）	国民平均	35.8	幼小児（1～6 歳）	63.5	妊婦	26.1	高齢者（65 歳以上）	35.9
	TMDI／ADI比 （％）										
国民平均	35.8										
幼小児（1～6 歳）	63.5										
妊婦	26.1										
高齢者（65 歳以上）	35.9										
施策の実効性確保措置	平成22年4月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	魚介類基準設定										

(継続 20下)

ジクロシメット(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.5	0.5
魚介類	○ 0.03	

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メフェンピルジエチル
評価品目の分類	農薬
用 途	薬害軽減剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メフェンピルジエチルの一日摂取許容量（A D I）を0.028mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年12月18日府食第1367号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルエトキシホス
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルエトキシホスの一日摂取許容量（A D I）を0.00063mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年1月8日府食第12号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年8月13日～9月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロファム
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤及び植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ラット以外の実験動物で実施された適切な試験が報告されていないこと、発生毒性に関して適切に評価できる試験が実施されていないこと等により、一日摂取許容量（AD I）を設定するための試験成績が不十分であったことから、プロファムのAD Iを設定しない。 (平成21年1月8日府食第14号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成22年6月15日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 現行の規格（不検出）を改正しない。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り（不検出）

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリブホス
評価品目の分類	農薬
用 途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリブホスの一日摂取許容量（A D I）を0.002mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年1月15日府食第45号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年8月13日～9月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ルフェスロン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年7月25日付け厚生労働省発食安第0725001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ルフェスロンの一日摂取許容量（A D I）を0.014mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年1月22日府食第85号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年8月25日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り、適用拡大、インポートトレランス

(継続 20下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ノバルロン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ノバルロンの一日摂取許容量（A D I）を0.011mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年2月5日府食第132号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年1月26日～3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年4月6日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量（E D I）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI比 （％）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>23.2</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>65.5</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>23.4</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>22.4</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI／ADI比 （％）	国民平均	23.2	幼小児（1～6 歳）	65.5	妊婦	23.4	高齢者（65 歳以上）	22.4
	EDI／ADI比 （％）										
国民平均	23.2										
幼小児（1～6 歳）	65.5										
妊婦	23.4										
高齢者（65 歳以上）	22.4										
施策の実効性確保措置	平成22年4月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	適用拡大、インポートトレランス										

(継続 20下)

ノバルロン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	0.05
その他のいも類 ⁴	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 0.05	0.05
キャベツ	○ 1	1
その他のきく科野菜 ⁶	○ 1	
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 0.7	0.7
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 ⁹	○ 0.7	
その他のうり科野菜 ¹⁰	○ 0.05	0.05
しょうが	○ 0.05	0.05
えだまめ	○ 0.01	0.01
その他の野菜 ¹²	○ 0.05	0.05
りんご	○ 3	3
日本なし	○ 3	3
西洋なし	○ 3	3
マルメロ	○ 3	3
びわ	○ 3	3
いちご	○ 2	2
綿実	○ 1	1
その他のスパイス ¹⁸	○ 0.05	0.05
その他のハーブ ¹⁹	○ 0.05	0.05
牛の筋肉	○ 0.7	0.7
豚の筋肉	○ 0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.7	0.7
牛の脂肪	○ 10	10
豚の脂肪	○ 10	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 10	10
牛の肝臓	○ 0.7	0.7
豚の肝臓	○ 0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.7	0.7
牛の腎臓	○ 0.7	0.7
豚の腎臓	○ 0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.7	0.7
牛の食用部分	○ 0.7	0.7
豚の食用部分	○ 0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.7	0.7
乳	○ 0.4	0.4
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん ²¹ の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	0.01

ノバルロン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01

4.「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

6.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

9.「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

10.「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

12.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

18.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

19.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

21.「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタアルデヒド										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209004号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	メタアルデヒドの一日摂取許容量（A D I）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年2月5日府食第133号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年4月30日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年4月30日～7月12日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年8月10日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI比 （％）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>7.8</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>15.4</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>7.0</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>6.6</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI比 （％）	国民平均	7.8	幼小児（1～6 歳）	15.4	妊婦	7.0	高齢者（65 歳以上）	6.6
	TMDI／ADI比 （％）										
国民平均	7.8										
幼小児（1～6 歳）	15.4										
妊婦	7.0										
高齢者（65 歳以上）	6.6										
施策の実効性確保措置	平成22年8月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	適用拡大、魚介類基準設定										

メタアルデヒド(軟体動物駆除剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.2	0.2
小麦	○ 0.2	0.2
とうもろこし	○ 0.2	0.2
レタス(サラダ菜及びびしちやを含む)	○ 3	
みかん	○ 0.2	
なたね	○ 0.2	0.2
その他のスパイス ¹⁸	○ 0.7	0.2
魚介類	○ 0.02	

18.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブタミホス
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325012号、平成20年4月1日付け厚生労働省発食安第0401004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブタミホスの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年2月12日府食第145号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月1日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年5月28日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年6月15日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り、魚介類基準設定

(継続 20下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタラキシル及びメフェノキサム										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年5月22日付け厚生労働省発食安第0522004号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	メタラキシル及びメフェノキサムの一日摂取許容量（A D I）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月5日府食第211号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年4月13日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年4月14日～7月27日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年8月10日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMD I）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI 比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>31.6</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6 歳)</td><td>64.4</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>27.0</td></tr> <tr> <td>高齢者(65 歳以上)</td><td>29.0</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI 比 (%)	国民平均	31.6	幼小児(1～6 歳)	64.4	妊婦	27.0	高齢者(65 歳以上)	29.0
	TMDI／ADI 比 (%)										
国民平均	31.6										
幼小児(1～6 歳)	64.4										
妊婦	27.0										
高齢者(65 歳以上)	29.0										
施策の実効性確保措置	平成22年8月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	暫定基準有り。新規登録申請										

(継続 20下)

メタラキシル及びメフェノキサム(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
小麦	○ 0.05	0.05
大麦	○ 0.05	0.05
ライ麦	○ 0.05	0.05
とうもろこし	○ 0.05	0.05
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類 ²	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.05	0.05
小豆類 ³	○ 0.2	0.1
えんどう	○ 0.2	0.1
そら豆	●	0.1
らつかせい	○ 0.1	0.1
その他の豆類 ⁴	○ 0.2	0.1
ばれいしょ	○ 0.3	0.3
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.5
かんしょ	●	0.5
やまいも(長いもをいう。)	●	0.5
こんにやくいも	● 0.3	0.5
その他のいも類 ⁵	●	0.5
てんさい	○ 0.05	0.05
さとうきび	● 0.05	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)の根	● 0.2	2
だいこん類の葉	● 0.2	2
かぶ類の根	● 0.3	2
かぶ類の葉	● 0.3	2
西洋わさび	● 0.2	2
クレソン	●	2
はくさい	● 0.3	2
キャベツ	○ 0.5	0.5
芽キャベツ	○ 0.2	0.2
ケール	●	2
こまつな	● 1	2

メタラキシル及びメフェノキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
きょうな	○ 3	2
チンゲンサイ	○ 2	2
カリフラワー	○ 0.5	0.5
ブロッコリー	● 0.5	2
その他のあぶらな科野菜 ⁶	● 0.7	2
ごぼう	●	2
サルシフィー	●	2
アーティチョーク	●	2
チコリ	●	2
エンダイブ	●	2
しゅんぎく	●	2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 2	2
その他のきく科野菜 ⁷	●	2
たまねぎ	○ 2	2
ねぎ(リーキを含む。)	● 0.2	2
にんにく	● 0.5	2
にら	●	2
アスパラガス	○ 0.05	0.05
わけぎ	● 0.2	2
その他のゆり科野菜 ⁸	● 0.3	2
にんじん	○ 0.05	0.05
パースニップ	●	2
パセリ	○ 2	2
セロリ	●	2
みつば	○ 2	2
その他のせり科野菜 ⁹	● 1	2
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 2	2
なす	● 1	2
その他のなす科野菜 ¹⁰	● 1	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	● 1	2
かぼちや(スカッシュを含む。)	● 0.2	2
しろうり	●	2
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	● 0.7	1
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜 ¹¹	●	2
ほうれんそう	○ 2	2
たけのこ	●	2
オクラ	● 1	2
しょうが	● 1	2
未成熟えんどう	○ 0.2	0.05
未成熟いんげん	● 0.2	2
えだまめ	● 0.2	2
マッシュルーム	●	2

メタラキシル及びメフェノキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
しいたけ	●	2
その他のきのこ類 ²³	●	2
その他の野菜 ¹²	○ 3	2
みかん	● 0.2	1
なつみかんの果実全体	●	1
レモン	● 0.7	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	● 0.7	1
グレープフルーツ	● 0.7	2
ライム	● 0.7	1
その他のかんきつ類果実 ¹³	● 0.7	1
りんご	● 0.2	1
日本なし	● 0.2	1
西洋なし	● 0.2	1
マルメロ	● 0.2	1
びわ	● 0.2	1
もも	● 0.2	1
ネクタリン	● 0.2	1
あんず(アプリコットを含む。)	● 0.2	1
すもも(プルーンを含む。)	● 0.2	1
うめ	●	1
おうとう(チェリーを含む。)	● 0.2	1
いちご	○ 7	1
ラズベリー	○ 0.2	0.2
ブラックベリー	● 0.2	1
ブルーベリー	○ 2	1
クランベリー	●	1
ハックルベリー	●	1
その他のベリー類果実 ¹⁴	● 0.2	1
ぶどう	○ 1	1
かき	●	1
バナナ	●	1
キウイ	●	1
パパイヤ	●	1
アボカド	○ 0.2	0.2
パイナップル	●	1
グアバ	●	1
マンゴー	●	1
パッションフルーツ	● 0.2	1
なつめやし	●	1
その他の果実 ¹⁵	●	1
ひまわりの種子	○ 0.05	0.05
ごまの種子	●	1
べにばなの種子	●	1
綿実	○ 0.05	0.05
なたね	●	1

メタラキシル及びメフェノキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のオイルシード ¹⁶	●	1
ぎんなん	●	1
くり	●	1
ペカン	●	1
アーモンド	● 0.4	1
くるみ	● 0.4	1
その他のナッツ類 ¹⁷	●	1
茶	●	0.1
カカオ豆	○ 0.2	0.2
ホップ	○ 10	10
その他のスパイス ¹⁸ (種子を除く。)	○ 5	2
その他のハーブ ¹⁹	○ 2	2
牛の筋肉	● 0.02	0.2
豚の筋肉	● 0.02	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の肉類	● 0.02	0.2
牛の脂肪	● 0.02	0.4
豚の脂肪	● 0.02	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.02	0.4
牛の肝臓	● 0.1	0.3
豚の肝臓	● 0.1	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.1	0.3
牛の腎臓	○ 0.3	0.3
豚の腎臓	○ 0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.3	0.3
牛の食用部分 ²¹	● 0.02	0.2
豚の食用部分	● 0.02	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.02	0.2
乳	●	0.03
鶏の筋肉	● 0.01	0.2
その他の家きん ²² の筋肉	● 0.01	0.2
鶏の脂肪	● 0.01	0.5
その他の家きんの脂肪	● 0.01	0.5
鶏の肝臓	● 0.06	0.3
その他の家きんの肝臓	● 0.06	0.3
鶏の腎臓	● 0.2	0.3
その他の家きんの腎臓	● 0.2	0.3
鶏の食用部分	● 0.01	0.2
その他の家きんの食用部分	● 0.01	0.2
鶏の卵	● 0.01	0.05
その他の家きんの卵	● 0.01	0.05
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	○ 5	5

- 2.「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 4.「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 5.「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
- 6.「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 7.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- 8.「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 9.「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 10.「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 11.「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 12.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 13.「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 14.「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。
- 15.「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

- 16.「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペニバナの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- 17.「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 18.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 19.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 21.「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分をいう。
- 22.「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- 23.「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シメコナゾール										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年10月7日付け厚生労働省発食安第1007003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	シメコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0085mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月12日府食第241号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月22日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月19日～4月12日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年5月19日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI）のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI比 （％）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>24.5</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>51.1</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>22.1</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>27.7</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI比 （％）	国民平均	24.5	幼小児（1～6歳）	51.1	妊婦	22.1	高齢者（65歳以上）	27.7
	TMDI／ADI比 （％）										
国民平均	24.5										
幼小児（1～6歳）	51.1										
妊婦	22.1										
高齢者（65歳以上）	27.7										
施策の実効性確保措置	平成22年5月19日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	適用拡大										

シメコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
大豆	○ 0.2	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.2	0.2
にんにく	○ 0.1	0.1
トマト	○ 0.2	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.3	0.3
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.2	
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 0.3	0.3
レモン	○ 0.3	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.3	0.3
グレープフルーツ	○ 0.3	0.3
ライム	○ 0.3	0.3
その他のかんきつ類果実 ⁷	○ 0.3	0.3
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
もも	○ 0.7	0.7
ネクタリン	○ 0.5	0.5
あんず(アブリコットを含む。)	○ 1	1
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.3	0.3
うめ	○ 1	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	3
いちご	○ 3	3
ぶどう	○ 0.2	0.2
かき	○ 0.2	0.2
茶	○ 10	10
その他のスパイス ¹¹	○ 0.3	0.3
魚介類	○ 0.02	0.02

11. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリフルスルフロンメチル
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月3日付け厚生労働省発食安第0303014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリフルスルフロンメチルの一日摂取許容量（A D I）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月19日府食第263号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 20下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラクロストロビン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ピラクロストロビンの一日摂取許容量（A D I）を0.034mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月19日府食第264号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月22日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月19日～4月12日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年5月19日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量（E D I）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI比 （％）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>24.1</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>49.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>16.7</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>26.5</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI／ADI比 （％）	国民平均	24.1	幼小児（1～6 歳）	49.3	妊婦	16.7	高齢者（65 歳以上）	26.5
	EDI／ADI比 （％）										
国民平均	24.1										
幼小児（1～6 歳）	49.3										
妊婦	16.7										
高齢者（65 歳以上）	26.5										
施策の実効性確保措置	平成22年5月19日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	適用拡大										

ピラクロストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	○ 0.2	0.02
大麦	○ 0.5	0.4
ライ麦	○ 0.02	0.02
とうもろこし	● 0.02	0.1
その他の穀類 ¹⁵	○ 0.5	
大豆	○ 0.05	0.04
小豆類 ¹⁸	○ 0.5	0.3
えんどう	○ 0.3	0.3
そら豆	○ 0.3	0.3
らつかせい	○ 0.05	0.05
その他の豆類 ¹⁹	○ 0.3	0.3
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.04	0.04
かんしょ	○ 0.04	0.04
やまいも	○ 0.04	0.04
その他のいも類 ²⁰	○ 0.04	0.04
てんさい	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	○ 0.5	0.4

ピラクロストロピン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	○ 20	16
かぶ類の根	○ 0.4	0.4
かぶ類の葉	○ 16	16
西洋わさび	○ 0.4	0.4
クレソン	○ 29	29
はくさい	○ 3	3
キャベツ	● 0.2	5
芽キャベツ	● 0.3	5
ケール	● 1	16
きょうな	○ 16	16
チンゲンサイ	○ 5	5
カリフラワー	● 0.1	5
ブロッコリー	● 0.1	5
その他のあぶらな科野菜 ²¹	○ 16	16
ごぼう	○ 0.4	0.4
サルシフィー	○ 0.4	0.4
チコリ	○ 29	29
エンダイブ	○ 29	29
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	● 2	29
その他のきく科野菜 ²	○ 29	29
たまねぎ	○ 0.2	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	● 0.7	0.9
にんにく	● 0.05	0.9
その他のゆり科野菜 ²²	○ 0.9	0.9
にんじん	○ 0.5	0.4
パースニップ	○ 0.4	0.4
パセリ	○ 29	29
セロリ	○ 29	29
その他のせり科野菜 ²³	○ 29	29
トマト	○ 0.3	0.3
ピーマン	○ 0.5	0.3
なす	● 0.5	1.4
その他のなす科野菜 ³	○ 1.4	1.4
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.5
しろうり	○ 0.5	0.5
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	● 0.2	0.3
まくわうり	○ 0.5	0.5
その他のうり科野菜 ⁴	○ 0.5	0.5

ピラクロストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
しょうが	○ 0.04	0.04
未成熟えんどう	● 0.02	0.5
未成熟いんげん	○ 0.5	0.5
えだまめ	○ 0.5	0.5
その他の野菜 ⁶	○ 16	16
みかん	○ 0.02	0.02
なつみかんの果実全体	● 1	2
レモン	● 1	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	● 1	2
グレープフルーツ	● 1	2
ライム	● 1	2
その他のかんきつ類果実 ⁷	● 1	2
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1.5	1.5
西洋なし	○ 1.5	1.5
マルメロ	○ 1.5	1.5
びわ	○ 1.5	1.5
もも	○ 0.02	0.02
ネクタリン	○ 1	0.9
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	0.9
すもも(プルーンを含む。)	○ 1	0.9
うめ	○ 2	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 0.5	0.4
ラズベリー	○ 2	1.3
ブラックベリー	○ 1.3	1.3
ブルーベリー	● 1	1.3
ハックルベリー	○ 1.3	1.3
その他のベリー類果実 ⁸	○ 1.3	1.3
ぶどう	○ 3	3
かき	○ 0.7	
バナナ	○ 0.02	0.02
パパイヤ	○ 0.05	
マンゴー	○ 0.05	
ひまわりの種子	○ 0.3	0.3
くり	○ 0.04	0.04
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
くるみ	○ 0.04	0.04

ピラクロストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のナッツ類 ¹⁰	○ 1	0.7
コーヒー豆	○ 0.3	
ホップ	● 15	23
その他のスパイス ¹¹	○ 29	29
その他のハーブ ¹²	○ 29	29
牛の筋肉	○ 0.5	0.1
豚の筋肉	○ 0.5	0.1
羊の筋肉	○	0.1
馬の筋肉	○	0.1
山羊の筋肉	○	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の筋肉	○	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹³ の筋肉	○ 0.5	
牛の脂肪	○ 0.5	0.1
豚の脂肪	○ 0.5	0.1
羊の脂肪	○	0.1
馬の脂肪	○	0.1
山羊の脂肪	○	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の脂肪	○	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.5	
牛の肝臓	● 0.05	1.5
豚の肝臓	● 0.05	1.5
羊の肝臓	●	1.5
馬の肝臓	●	0.1
山羊の肝臓	●	1.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の肝臓	○	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	
牛の腎臓	● 0.05	0.2
豚の腎臓	● 0.05	0.2
羊の腎臓	●	0.2
馬の腎臓	●	0.2
山羊の腎臓	●	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の腎臓	○	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	
牛の食用部分 ¹⁴	● 0.05	0.2
豚の食用部分	● 0.05	0.2
羊の食用部分	●	0.2
馬の食用部分	●	0.2
山羊の食用部分	●	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の食用部分	○	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	

ピラクロストロピン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
乳	● 0.03	0.1
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家きん ¹⁷ の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.05
干しぶどう	○ 5	

2. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
3. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
4. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
6. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
8. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
10. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
11. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

12. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
13. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
14. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
15. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
17. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
18. いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
19. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
20. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
21. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
22. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
23. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ボスカリド										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ボスカリドの一日摂取許容量（A D I）を0.044mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月19日府食第265号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月22日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月19日～4月12日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年5月19日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量（E D I）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>38.3</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td><td>73.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>28.8</td></tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td><td>38.3</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI/ADI比 (%)	国民平均	38.3	幼小児(1～6歳)	73.3	妊婦	28.8	高齢者(65歳以上)	38.3
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	38.3										
幼小児(1～6歳)	73.3										
妊婦	28.8										
高齢者(65歳以上)	38.3										
施策の実効性確保措置	平成22年5月19日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	適用拡大、インポートトレランス										

ボスカリド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大麦	○ 3	
大豆	○ 2	0.1
小豆類 ¹⁸	○ 2.5	2.5
えんどう	○ 2.5	2.5
そら豆	○ 2.5	2.5
らつかせい	○ 0.05	0.05
その他の豆類 ¹⁹	○ 2.5	2.5
ばれいしょ	○ 0.05	0.05

ボスカリド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	0.05
その他のいも類 ²⁰	○ 0.05	0.05
かぶ類の葉	○ 10	10
西洋わさび	○ 0.7	0.7
はくさい	○ 3.0	3.0
キャベツ	○ 3.0	3.0
芽キャベツ	○ 3.0	3.0
ケール	○ 18	18
こまつな	○ 18	18
きょうな	○ 18	18
チンゲンサイ	○ 18	18
カリフラワー	○ 3.0	3.0
ブロッコリー	○ 3.0	3.0
その他のあぶらな科野菜 ²¹	○ 18	18
ごぼう	○ 0.7	0.7
サルシフィー	○ 0.7	0.7
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 20	11
その他のきく科野菜 ²	○ 2	0.7
たまねぎ	○ 3.0	3.0
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3.0	3.0
にんにく	○ 3.0	3.0
にら	○ 3.0	3.0
その他のゆり科野菜 ²²	○ 3.0	3.0
にんじん	○ 0.7	0.7
パースニップ	○ 0.7	0.7
セロリ	○ 25	
その他のせり科野菜 ²³	○ 0.7	0.7
トマト	○ 5	5
ピーマン	○ 10	10
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜 ³	○ 15	1.2

ボスカリド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 5	5
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 1.6	1.6
しろうり	○ 1.6	1.6
すいか	○ 1.6	1.6
メロン類果実	○ 1.6	1.6
まくわうり	○ 1.6	1.6
その他のうり科野菜 ⁴	○ 1.6	1.6
たけのこ	○ 1.6	1.6
しょうが	○ 0.05	0.05
未成熟えんどう	○ 5	1.6
未成熟いんげん	○ 1.6	1.6
えだまめ	○ 2.0	2.0
その他の野菜 ⁶	○ 1.6	1.6
みかん	○ 1	1
なつみかんの果実全体	○ 10	10
レモン	○ 10	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 10	10
グレープフルーツ	○ 10	10
ライム	○ 10	10
その他のかんきつ類果実 ⁷	○ 10	10
りんご	○ 3.0	3.0
日本なし	○ 3.0	3.0
西洋なし	○ 3.0	3.0
マルメロ	○ 3.0	3.0
びわ	○ 3.0	3.0
もも	● 0.2	1.7
ネクタリン	○ 3	1.7
あんず(アブリコットを含む。)	○ 3	1.7
すもも(プルーンを含む。)	○ 3	1.7
うめ	○ 3	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	3
いちご	○ 15	15
ラズベリー	○ 3.5	3.5
ブラックベリー	○ 3.5	3.5
ブルーベリー	○ 3.5	3.5
ハuckleベリー	○ 3.5	3.5
その他のベリー類果実 ⁸	○ 3.5	3.5
ぶどう	○ 10	10
かき	○ 1	
バナナ	○ 0.2	

ボスカリド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他の果実 ⁹	○ 1.2	1.2
ひまわりの種子	○ 0.60	0.60
なたね	○ 3.5	3.5
ぎんなん	○ 0.05	
くり	○ 0.70	0.70
ペカン	○ 0.70	0.70
アーモンド	○ 0.70	0.70
くるみ	○ 0.70	0.70
その他のナッツ類 ¹⁰	○ 1	0.70
コーヒー豆	○ 0.05	
ホップ	○ 35	35
みかんの果皮	○	40
その他のスパイス ¹¹ (みかんの果皮を除く。)	○	2.5
その他のスパイス	○ 40	
スペアミント	○	30
ペパーミント	○	30
その他のハーブ ¹² (スペアミント及びペパーミントを除く。)	○	18
その他のハーブ	○ 30	
牛の筋肉	○ 0.10	0.10
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
羊の筋肉	○ 0.10	0.10
馬の筋肉	○ 0.10	0.10
山羊の筋肉	○ 0.10	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹³ の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.30	0.30
豚の脂肪	○ 0.10	0.10
羊の脂肪	○ 0.30	0.30
馬の脂肪	○ 0.30	0.30
山羊の脂肪	○ 0.30	0.30
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 0.35	0.35
豚の肝臓	○ 0.10	0.10
羊の肝臓	○ 0.35	0.35
馬の肝臓	○ 0.35	0.35
山羊の肝臓	○ 0.35	0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.35	0.35
豚の腎臓	○ 0.10	0.10
羊の腎臓	○ 0.35	0.35
馬の腎臓	○ 0.35	0.35

ボスカリド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
山羊の腎臓	○ 0.35	0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分 ¹⁴	○ 0.35	0.35
豚の食用部分	○ 0.10	0.10
羊の食用部分	○ 0.35	0.35
馬の食用部分	○ 0.35	0.35
山羊の食用部分	○ 0.35	0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.10	0.10
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.10	0.10
鶏の腎臓	○ 0.10	0.10
鶏の食用部分	○ 0.10	0.10
鶏の卵	○ 0.02	0.02
らつかせい油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	○ 0.15	0.15
なたね油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	○ 5.0	5.0
干しぶどう	○ 10	8.5

2. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
3. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
4. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
6. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
8. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
9. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
10. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
11. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
12. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
13. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
14. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を含む。
18. いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
19. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
20. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
21. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
22. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
23. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プリミスルフロンメチル
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プリミスルフロンメチルの一日摂取許容量（A D I）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月26日府食第280号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 2 0 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メソトリオン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年4月9日付け厚生労働省発食安第0409002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	メソトリオンの一摂取許容量（AD I）を0.003mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月26日府食第281号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年9月30日、12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月22日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月19日～4月12日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年5月19日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI）のAD Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI/ADI 比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>1.3</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6 歳)</td><td>2.4</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.9</td></tr> <tr> <td>高齢者(65 歳以上)</td><td>1.3</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	1.3	幼小児(1～6 歳)	2.4	妊婦	0.9	高齢者(65 歳以上)	1.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	1.3										
幼小児(1～6 歳)	2.4										
妊婦	0.9										
高齢者(65 歳以上)	1.3										
施策の実効性確保措置	平成22年5月19日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	暫定基準有り、新規登録申請										

メソトリオン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.01	
とうもろこし	○ 0.01	0.01
その他の穀類 ¹⁵	○ 0.01	
さとうきび	○ 0.01	
アスパラガス	○ 0.01	
オクラ	○ 0.01	
ラズベリー	○ 0.01	
ブラックベリー	○ 0.01	
ブルーベリー	○ 0.01	
クランベリー	○ 0.01	0.01
その他のベリー類果実 ⁸	○ 0.01	
その他のオイルシード ¹⁶	○ 0.01	
その他のハーブ ¹²	○ 0.01	
牛の筋肉	○	0.01
豚の筋肉	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹³ の筋肉	○	0.01
牛の脂肪	○	0.01
豚の脂肪	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.01
牛の肝臓	○	0.01
豚の肝臓	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.01
牛の腎臓	○	0.01
豚の腎臓	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.01
牛の食用部分 ¹⁴	○	0.01

メソトリオン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の食用部分	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	0.01
乳	○	0.01
鶏の筋肉	○	0.01
その他の家きん ¹⁷ の筋肉	○	0.01
鶏の脂肪	○	0.01
その他の家きんの脂肪	○	0.01
鶏の肝臓	○	0.01
その他の家きんの肝臓	○	0.01
鶏の腎臓	○	0.01
その他の家きんの腎臓	○	0.01
鶏の食用部分	○	0.01
その他の家きんの食用部分	○	0.01
鶏の卵	○	0.01
その他の家きんの卵	○	0.01

8. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

12. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

13. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

14. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

15. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

17. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	レピメクチン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	レピメクチンの一日摂取許容量（A D I）を0.02mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月26日府食第282号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月22日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月19日～4月12日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年5月19日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI 比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>2.3</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6 歳)</td><td>5.6</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>1.9</td></tr> <tr> <td>高齢者(65 歳以上)</td><td>2.1</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI 比 (%)	国民平均	2.3	幼小児(1～6 歳)	5.6	妊婦	1.9	高齢者(65 歳以上)	2.1
	TMDI／ADI 比 (%)										
国民平均	2.3										
幼小児(1～6 歳)	5.6										
妊婦	1.9										
高齢者(65 歳以上)	2.1										
施策の実効性確保措置	平成22年5月19日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	新規登録申請										

レピメクチン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	○ 0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	○ 0.3	
はくさい	○ 0.05	
キャベツ	○ 0.05	
ブロッコリー	○ 0.05	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 0.1	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.01	
トマト	○ 0.3	

レピメクチン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
なす	○ 0.2	
みかん	○ 0.01	
なつみかんの果実全体	○ 0.1	
レモン	○ 0.1	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.1	
グレープフルーツ	○ 0.1	
ライム	○ 0.1	
その他のかんきつ類果実 ⁷	○ 0.1	
りんご	○ 0.2	
日本なし	○ 0.2	
西洋なし	○ 0.2	
いちご	○ 0.5	
ぶどう	○ 0.3	
茶	○ 0.3	
その他のスパイス ¹¹	○ 0.3	

7. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

11. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プレチラクロール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プレチラクロールの一日摂取許容量（A D I）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年10月9日府食第1082号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年 7 月 29 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 0 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンシクロン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ペンシクロンの一日摂取許容量（A D I）を0.053mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月16日府食第1102号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	EPN（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	EPNの一日摂取許容量（A D I）を0.0014mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月27日府食第1290号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年 7 月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 0 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブタミホス（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブタミホスの一日摂取許容量（A D I）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年2月12日府食第145号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタラキシル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタラキシルの一日摂取許容量（A D I）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月5日府食第211号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	インドキサカルブ										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年11月8日付け厚生労働省発食安第1108003号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718034号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	インドキサカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.0052mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年4月3日府食第356号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年4月13日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年4月14日～7月27日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年8月10日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量（E D I）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI 比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>40.8</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6 歳)</td><td>74.9</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>33.5</td></tr> <tr> <td>高齢者(65 歳以上)</td><td>43.0</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI／ADI 比 (%)	国民平均	40.8	幼小児(1～6 歳)	74.9	妊婦	33.5	高齢者(65 歳以上)	43.0
	EDI／ADI 比 (%)										
国民平均	40.8										
幼小児(1～6 歳)	74.9										
妊婦	33.5										
高齢者(65 歳以上)	43.0										
施策の実効性確保措置	平成22年8月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	暫定基準有り、新規登録申請										

(継続 20 上)

インドキサカルブ(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.02	0.02
大豆	○ 5	0.5
小豆類 ³	○ 0.2	0.2
えんどう	○ 0.2	
そら豆	○ 0.2	
らつかせい	○ 0.02	0.01
その他の豆類 ⁴	○ 0.2	0.2
ばれいしょ	○ 0.2	0.1
さといも類(やつがしらを含む。)	● 0.05	0.1
かんしょ	● 0.05	0.1
やまいも(長いもをいう。)	● 0.01	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類 ⁵	● 0.01	0.1
てんさい	● 0.05	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)の根	● 0.05	0.1
だいこん類の葉	○ 5	5
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.5
西洋わさび	●	0.1
クレソン	○ 14	
はくさい	○ 1	1
キャベツ	○ 1	1
芽キャベツ	○ 12	3

インドキサルプ(つつき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ケール	○ 12	2
こまつな	●	0.5
きょうな	●	0.5
カリフラワー	● 0.2	3
ブロッコリー	○ 0.2	0.2
その他のあぶらな科野菜 ⁶	○ 12	0.1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
チコリ	○ 14	
エンダイブ	○ 14	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 14	1
その他のきく科野菜 ⁷	○ 14	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 2	2
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	○ 14	
セロリ	○ 14	
その他のせり科野菜 ⁹	○ 14	
トマト	○ 0.5	0.5
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 ¹⁰	● 0.3	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	● 0.2	0.5
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.6	
しろうり	○ 0.6	
すいか	○ 0.6	
メロン類果実	○ 0.1	
まくわうり	○ 0.1	
その他のうり科野菜 ¹¹	○ 0.6	
たけのこ	●	0.1
しょうが	● 0.05	0.1
未成熟えんどう	●	1
未成熟いんげん	●	1
えだまめ	○ 1	1
その他の野菜 ¹²	●	1
りんご	● 0.5	1
日本なし	● 0.2	1
西洋なし	● 0.2	0.9
マルメロ	○ 2	1
びわ	○ 2	1
もも	●	2
ネクタリン	● 0.9	2
あんず(アブリコットを含む。)	● 0.9	2
すもも(プルーンを含む。)	● 0.9	2
うめ	●	2

インドキサカルブ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
おうとう(チェリーを含む。)	● 0.9	2
いちご	○ 1	1
クランベリー	○ 0.9	0.5
ぶどう	○ 2	1
キウイ	●	0.1
綿実	● 1	2
その他のスパイス ¹⁸	●	1
その他のハーブ ¹⁹	○ 12	1
牛の筋肉	○ 1	0.05
豚の筋肉	○ 1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 1	0.05
牛の脂肪	○ 1	1
豚の脂肪	○ 1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 1	1
牛の肝臓	○ 0.5	0.02
豚の肝臓	○ 0.5	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	0.02
牛の腎臓	○ 0.5	0.02
豚の腎臓	○ 0.5	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.5	0.02
牛の食用部分 ²¹	○ 0.5	0.02
豚の食用部分	○ 0.5	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.5	0.02
乳	○ 0.1	0.1
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん ²² の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01
干しぶどう	○ 5	

- 3.いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- 4.「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 5.「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
- 6.「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 7.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- 9.「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 10.「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 11.「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 12.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 18.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 19.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 20.「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 21.「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分をいう。
- 22.「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタミドホス
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤・ダニ駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタミドホスの一日摂取許容量（A D I）を0.0006mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 ○参考：急性参照用量（ARFD）0.003mg/kg体重/日 （平成20年5月1日府食第475号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月19日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続20上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブプロフェジン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ブプロフェジンの一摂取許容量（ADI）を0.009mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年5月15日府食第527号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年7月30日、平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月22日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月19日～4月12日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年5月19日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量（EDI）のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>36.5</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td><td>67.0</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>34.6</td></tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td><td>37.4</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI/ADI比 (%)	国民平均	36.5	幼小児(1～6歳)	67.0	妊婦	34.6	高齢者(65歳以上)	37.4
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	36.5										
幼小児(1～6歳)	67.0										
妊婦	34.6										
高齢者(65歳以上)	37.4										
施策の実効性確保措置	平成22年5月19日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	暫定基準有り、魚介類基準設定										

ブプロフェジン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう)	○ 0.5	0.5
小麦	○ 0.3	0.3
とうもろこし	●	0.5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 13	10
その他のきく科野菜 ²	● 3	5
トマト	○ 1	1
ピーマン	○ 0.5	0.5
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 ³	● 0.5	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	● 0.5	1
しろうり	● 0.5	1
すいか	● 0.5	1
メロン類果実	● 0.5	1
まくわうり	● 0.5	1
その他のうり科野菜 ⁴	● 0.5	1
オクラ	●	0.5
未成熟えんどう	○ 0.02	0.02
マッシュルーム	●	0.5
しいたけ	●	0.5
その他のきのこ類 ⁵	●	0.5
その他の野菜 ⁶	●	5
みかん	○ 0.3	0.3
なつみかんの果実全体	● 0.3	2
レモン	○ 2.5	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2.5	2
ライム	○ 2.5	2
その他のかんきつ類果実 ⁷	○ 2.5	2
りんご	○ 2	0.5
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 4.0	2
マルメロ	○ 4.0	0.5
びわ	○ 4.0	1
もも	○ 1	1
ネクタリン	○ 1.9	0.5
あんず(アブリコットを含む。)	● 0.7	1
すもも(プルーンを含む。)	○ 1.9	1
うめ	○ 1.9	1
おうとう(チェリーを含む。)	○ 1.9	1

ブプロフェジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
いちご	●	1
ラズベリー	●	1
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハックルベリー	●	1
その他のベリー類果実 ⁸	●	1
ぶどう	○ 1	1
かき	○ 1	0.5
パナナ	● 0.2	0.5
キウイ	● 0.5	1
パパイヤ	○ 0.9	0.5
アボカド	● 0.3	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	● 0.3	0.5
マンゴー	○ 0.9	0.5
パッションフルーツ	○ 2	0.5
なつめやし	●	1
その他の果実 ⁹	● 0.7	1
綿実	● 0.35	1
ぎんなん	●	0.1
くり	● 0.02	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	● 0.05	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 ¹⁰	●	0.1
茶	○ 20	20
その他のスパイス ¹¹	○ 5	5
その他のハーブ ¹²	● 3	5
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹³ の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.1	0.05
豚の脂肪	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.05
牛の肝臓	○ 0.1	0.05
豚の肝臓	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05

ブプロフェジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分 ¹⁴	○ 0.1	0.05
豚の食用部分	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.05
乳	○ 0.02	0.01
魚介類	○ 0.2	

2. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
3. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
4. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
5. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
6. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
8. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。
9. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
10. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
11. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
12. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
13. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
14. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリフロキシストロビン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	トリフロキシストロビンの一日摂取許容量（AD I）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年8月1日府食第840号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年4月13日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年4月14日～7月27日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年8月10日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMD I）のAD Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>25.4</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6 歳)</td><td>55.9</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>19.5</td></tr> <tr> <td>高齢者(65 歳以上)</td><td>25.3</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI比 (%)	国民平均	25.4	幼小児(1～6 歳)	55.9	妊婦	19.5	高齢者(65 歳以上)	25.3
	TMDI／ADI比 (%)										
国民平均	25.4										
幼小児(1～6 歳)	55.9										
妊婦	19.5										
高齢者(65 歳以上)	25.3										
施策の実効性確保措置	平成22年8月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	暫定基準有り、適用拡大、インポートトレランス										

(継続 20 上)

トリフロキシストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 1.6	4
小麦	○ 0.2	0.2
大麦	○ 0.5	0.5
ライ麦	○ 0.05	

トリフロキシストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.05	0.05
その他の穀類 ²	○ 0.05	
大豆	○ 0.08	0.04
らつかせい	○ 0.05	0.05
ばれいしょ	○ 0.04	0.04
てんさい	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.1	0.1
かぶ類の根	○ 0.1	0.1
西洋わさび	○ 0.1	0.1
はくさい	○ 0.5	
キャベツ	○ 0.5	
芽キャベツ	○ 0.1	
カリフラワー	○ 0.5	
ブロッコリー	○ 0.5	
ごぼう	○ 0.1	0.1
サルシフィー	○ 0.1	0.1
その他のきく科野菜 ⁷	● 3.5	4
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.7	
にんにく	○ 0.05	
アスパラガス	○ 0.07	
にんじん	○ 0.1	0.1
パースニップ	○ 0.1	0.1
セロリ	● 3.5	4
その他のせり科野菜 ⁹	● 3.5	4
トマト	● 0.7	1
ピーマン	○ 0.5	0.5
なす	● 0.5	1
その他のなす科野菜 ¹⁰	○ 2.0	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	● 0.7	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	● 0.3	1
しろうり	● 0.3	1
すいか	● 0.3	0.5
メロン類果実	● 0.3	0.5
まくわうり	● 0.3	0.5
その他のうり科野菜 ¹¹	● 0.3	1
未成熟いんげん	○ 0.5	
えだまめ	○ 0.08	0.04
その他の野菜 ¹²	○ 3.5	1
みかん	●	0.3
なつみかんの果実全体	○ 0.5	0.3
レモン	○ 0.5	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.5	0.3
グレープフルーツ	○ 0.5	0.3
ライム	○ 0.5	0.3
その他のかんきつ類果実 ¹³	○ 0.5	0.3

トリフロキシストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
りんご	○ 3	3
日本なし	○ 5	0.7
西洋なし	○ 5	0.7
マルメロ	○ 0.7	0.7
びわ	○ 0.7	0.7
もも	● 0.2	2
ネクタリン	● 3	5
あんず(アブリコットを含む。)	○ 3	2
すもも(プルーンを含む。)	○ 3	2
うめ	○ 3	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	2
いちご	● 0.2	2
ぶどう	○ 5	3
かき	● 0.5	5
バナナ	● 0.5	5
キウイ	○ 0.02	
パパイア	● 0.7	5
アボカド	●	5
パイナップル	●	5
グアバ	● 0.05	5
マンゴー	● 0.7	5
パッションフルーツ	● 0.05	5
その他の果実 ¹⁵	● 0.7	5
綿実	○ 0.05	
ぎんなん	○ 0.02	
くり	○ 0.04	0.04
ペカン	○ 0.04	0.04
アーモンド	○ 0.04	0.04
くるみ	○ 0.04	0.04
その他のナッツ類 ¹⁷	○ 0.04	0.04
茶	○ 5	5
コーヒー豆	○ 0.05	
ホップ	○ 40	20
その他のスパイス ¹⁸	● 3.5	5
その他のハーブ ¹⁹	● 3.5	4
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の肉類	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.04	0.04

トリフロキシストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の腎臓	○ 0.04	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.04	0.04
牛の食用部分 ²¹	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.02	0.02
鶏の筋肉	○ 0.04	0.04
その他の家きん ²² の筋肉	○ 0.04	0.04
鶏の脂肪	○ 0.04	0.04
その他の家きんの脂肪	○ 0.04	0.04
鶏の肝臓	○ 0.04	0.04
その他の家きんの肝臓	○ 0.04	0.04
鶏の腎臓	○ 0.04	0.04
その他の家きんの腎臓	○ 0.04	0.04
鶏の食用部分	○ 0.04	0.04
その他の家きんの食用部分	○ 0.04	0.04
鶏の卵	○ 0.04	0.04
その他の家きんの卵	○ 0.04	0.04
精米	○ 0.9	
米ぬか	○ 7	
小麦ふすま	○ 0.5	
干しぶどう	○ 5	

- 2.「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 7.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- 9.「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 10.「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 11.「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 12.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 13.「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 15.「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 17.「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 18.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 19.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 20.「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 21.「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分をいう。
- 22.「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキサジクロメホン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305010号、平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	オキサジクロメホンの一日摂取許容量（AD I）を0.0091mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年8月21日府食第905号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年1月26日～3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年4月6日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI）のAD Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>2.5</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6 歳)</td><td>4.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>1.9</td></tr> <tr> <td>高齢者(65 歳以上)</td><td>2.5</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI比 (%)	国民平均	2.5	幼小児(1～6 歳)	4.3	妊婦	1.9	高齢者(65 歳以上)	2.5
	TMDI／ADI比 (%)										
国民平均	2.5										
幼小児(1～6 歳)	4.3										
妊婦	1.9										
高齢者(65 歳以上)	2.5										
施策の実効性確保措置	平成22年4月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	暫定基準有り、魚介類基準設定										

オキサジクロメホン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.05	0.1
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類 ²	●	0.02
大豆	●	0.02
小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。)	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らつかせい	●	0.02
その他の豆類 ³	●	0.02
ばれいしょ	●	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしょ	●	0.02
やまいも(長いもをいう。)	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類 ⁴	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)	●	0.02
だいこん類の葉	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.02
芽キャベツ	●	0.02
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜 ⁵	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	0.02
その他のきく科野菜 ⁶	●	0.02

オキサジクロメホン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	●	0.02
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜 ⁷	●	0.02
にんじん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜 ⁸	●	0.02
トマト	●	0.02
ピーマン	●	0.02
なす	●	0.02
その他のなす科野菜 ⁹	●	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.02
かぼちや(スカッシュを含む。)	●	0.02
しろうり	●	0.02
すいか	●	0.02
メロン類果実	●	0.02
まくわうり	●	0.02
その他のうり科野菜 ¹⁰	●	0.02
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.02
その他の野菜 ¹²	●	0.02
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実 ¹³	●	0.02
りんご	●	0.02
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.02
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02

オキサジクロメホン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02
あんず(アブリコットを含む。)	●	0.02
すもも(プルーンを含む。)	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.02
いちご	●	0.02
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハuckleベリー	●	0.02
その他のベリー類果実 ¹⁴	●	0.02
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.02
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実 ¹⁵	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.02
なたね	●	0.02
その他のオイルシード ¹⁶	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類 ¹⁷	●	0.02
茶	●	0.02
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス ¹⁸	●	0.02
その他のハーブ ¹⁹	●	0.02
魚介類	○ 0.03	

脚注

1. ○:平成22年4月6日施行

●:平成22年10月6日施行

・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

・今回基準値を設定するイミダクロプリドとは、畜産物にあっては、イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリド含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあっては、イミダクロプリドのみをいうこと。

・今回基準値を設定するフェリムゾンとは、フェリムゾン(E体)及びフェリムゾン(Z体)の和をいうこと。

2. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ゾキサミド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ゾキサミドの一日摂取許容量（A D I）を0.48mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年8月21日府食第906号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアゾピル
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	チアゾピルの一日摂取許容量（A D I）を0.0072mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年8月29日府食第926号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年8月13日～9月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 20上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセタミプリド										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	アセタミプリドの一日摂取許容量（A D I）を0.071mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 ○参考：急性参照用量（ARfD）0.1mg/kg体重/日 （平成20年8月29日府食第928号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年4月13日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年4月14日～7月27日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年8月10日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI 比 （％）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>21.6</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>42.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>18.0</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>23.1</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI 比 （％）	国民平均	21.6	幼小児（1～6 歳）	42.3	妊婦	18.0	高齢者（65 歳以上）	23.1
	TMDI／ADI 比 （％）										
国民平均	21.6										
幼小児（1～6 歳）	42.3										
妊婦	18.0										
高齢者（65 歳以上）	23.1										
施策の実効性確保措置	平成22年8月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	暫定基準有り										

アセタミプリド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大麦	●	0.2
ライ麦	●	0.2
とうもろこし	○ 0.2	0.2
そば	●	0.2
その他の穀類 ²	●	0.2
小豆類 ³	○ 2	2
えんどう	● 0.4	2
そら豆	● 0.4	2
らつかせい	●	2
その他の豆類 ⁴	●	2
ばれいしよ	● 0.3	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	● 0.2	0.5
かんしよ	●	0.5
やまいも(長いもをいう。)	● 0.05	0.5
こんにやくいも	● 0.2	0.5
その他のいも類 ⁵	●	0.5
てんさい	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	● 0.2	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	○ 5	5
かぶ類の根	○ 0.1	0.1
かぶ類の葉	○ 5	5
西洋わさび	● 0.05	0.1
クレソン	●	5
はくさい	● 0.5	5
キャベツ	● 3	5
芽キャベツ	● 0.3	5
ケール	○ 5	5
こまつな	○ 5	5
きょうな	○ 5	5
チンゲンサイ	○ 5	5
カリフラワー	● 1	5
ブロッコリー	● 2	5
その他のあぶらな科野菜 ⁶	○ 5	5
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	5
チコリ	● 3	5
エンダイブ	● 3	5
しゅんぎく	○ 5	5
レタス	○ 5	5
その他のきく科野菜 ⁷	● 3	5
たまねぎ	○ 0.2	0.2
ねぎ	● 4.5	5
にんにく	● 0.02	0.2

アセタミプリド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
にら	○ 5	5
アスパラガス	● 0.5	5
わけぎ	● 3	5
その他のゆり科野菜 ⁸	● 0.2	5
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	● 3	5
セロリ	● 3	5
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜 ⁹	●	5
トマト	● 2	5
ピーマン	● 1	5
なす	● 2	5
その他のなす科野菜 ¹⁰	○ 2	2
きゅうり	● 2	5
かぼちや	● 0.7	2
しろうり	○ 2	2
すいか	● 0.3	0.5
メロン類果実	● 0.5	1
まくわうり	●	1
その他のうり科野菜 ¹¹	○ 2	2
ほうれんそう	● 3	5
たけのこ	●	0.1
オクラ	○ 1	1
しょうが	●	0.1
未成熟えんどう	● 2	5
未成熟いんげん	● 3	5
えだまめ	● 3	5
その他の野菜 ¹²	○ 5	5
みかん	● 0.5	1
なつみかんの果実全体	● 2	5
レモン	● 2	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	● 2	5
グレープフルーツ	● 2	5
ライム	● 2	5
その他のかんきつ類果実 ¹³	● 2	5
りんご	● 2	5
日本なし	● 2	5
西洋なし	● 2	5
マルメロ	○ 1	1
びわ	● 0.1	1
もも	● 2	5
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アプリコットを含む)	● 3	5
すもも(プルーンを含む)	● 3	5

アセタミプリド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
うめ	● 3	5
おうとう(チェリーを含む)	● 2	5
いちご	● 3	5
ラズベリー	● 1.6	5
ブラックベリー	● 1.6	5
ブルーベリー	● 2	5
クランベリー	● 0.6	5
ハックルベリー	● 1.6	5
その他のベリー類果実 ¹⁴	● 2	5
ぶどう	○ 5	5
かき	○ 1	1
バナナ	●	1
キウイ	● 0.2	1
パパイヤ	●	1
アボカド	●	1
パイナップル	●	1
グアバ	●	1
マンゴー	○ 1	1
パッションフルーツ	● 0.7	1
なつめやし	●	5
その他の果実 ¹⁵	● 1	5
綿実	○ 0.6	0.3
なたね	○	0.01
その他のオイルシード ¹⁶	○	0.01
ぎんなん	○ 0.1	
くり	○ 0.1	
ペカン	○ 0.1	
アーモンド	○ 0.1	
くるみ	○ 0.1	
その他のナッツ類 ¹⁷	○ 0.1	
茶	● 30	50
その他のスパイス ¹⁸	○ 5	5
その他のハーブ ¹⁹	○ 5	5
牛の筋肉	○ 0.1	0.06
豚の筋肉	○ 0.1	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.1	0.06
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
豚の脂肪	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 0.2	0.1
豚の肝臓	○ 0.2	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.1
牛の腎臓	○ 0.2	0.1
豚の腎臓	○ 0.2	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.1

アセタミプリド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の食用部分 ²¹	○ 0.2	0.1
豚の食用部分	○ 0.2	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.1
乳	○ 0.1	0.06
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん ²² の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01

脚注

1. ○:平成22年8月10日施行

●:平成23年2月10日施行

・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

・今回基準値を設定するアセタミプリドとは、畜産物にあっては、アセタミプリド及び代謝物IM-2-1(N¹-[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]-N²-シアノアセトアミジン)をアセタミプリドに換算した和をいい、その他の食品にあっては、アセタミプリドのみをいうこと。

・今回基準値を設定するインドキサカルブとは、インドキサカルブ(S体)とインドキサカルブ(R体)の和をいうこと。

・今回基準値を設定するジメテナミドとは、ジメテナミド(S体)とジメテナミド(R体)の和をいうこと。

・今回テブフェノジドについて基準値を設定した食品のうち、キウイについては、果皮を含むものとする。

・今回基準値を設定するトリフロキシストロビンとは、畜産物にあっては、トリフロキシストロビン及び代謝物((E,E)-メトキシイミノ-[2-[1-(3-トリフロメチル-フェニル)-エチリデンアミノオキシメチル]-フェニル]-酢酸)をトリフロキシストロビンに換算したものの和をいい、その他の食品にあっては、トリフロキシストロビンのみをいうこと。

・今回基準値を設定するメタラキシル及びメフェノキサムとは、農産物にあってはメタラキシル及びメフェノキサムの和をいい、畜産物にあっては、メタラキシル及びメフェノキサム並びに代謝物(2-[(2,6-ジメチルフェニル)-(2-ヒドロキシアセチル)アミノ]プロピオン酸)をメタラキシル及びメフェノキサムに換算したものの和をいうこと。

- 2.「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 3.いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- 4.「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 5.「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
- 6.「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 7.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- 8.「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 9.「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 10.「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 11.「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 12.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 13.「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 14.「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 15.「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 16.「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- 17.「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

18.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

19.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

20.「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

21.「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分をいう。

22.「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリルフルアニド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605010号、平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリルフルアニドの一日摂取許容量（A D I）を0.036mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年9月4日府食第955号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年1月27日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年6月18日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り、インポートトレランス

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロポキシカルバゾン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロポキシカルバゾンの一摂取許容量（A D I）を0.43mg/kg体重/日（プロポキシカルバゾンナトリウム塩として）と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年9月4日府食第956号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年6月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年7月5日～8月17日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続20上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリブチカルブ										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806011号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ピリブチカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.0088mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年9月11日府食第985号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年4月30日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年4月30日～7月12日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年8月10日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI比 （％）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>9.2</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>14.4</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>8.5</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>9.1</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI比 （％）	国民平均	9.2	幼小児（1～6 歳）	14.4	妊婦	8.5	高齢者（65 歳以上）	9.1
	TMDI／ADI比 （％）										
国民平均	9.2										
幼小児（1～6 歳）	14.4										
妊婦	8.5										
高齢者（65 歳以上）	9.1										
施策の実効性確保措置	平成22年8月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	魚介類基準設定										

(継続 20 上)

ピリブチカルブ(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.03	0.1
魚介類	○ 0.4	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキサジアゾン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	オキサジアゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.0036mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年9月25日府食第1017号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年4月30日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年4月30日～7月12日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年8月10日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI）のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI/ADI比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>31.4</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td><td>48.6</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>29.6</td></tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td><td>30.9</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	31.4	幼小児(1～6歳)	48.6	妊婦	29.6	高齢者(65歳以上)	30.9
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	31.4										
幼小児(1～6歳)	48.6										
妊婦	29.6										
高齢者(65歳以上)	30.9										
施策の実効性確保措置	平成22年8月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	暫定基準有り、魚介類基準設定										

オキサジアゾン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.02	0.1
牛の筋肉	○	0.01
豚の筋肉	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○	0.01
牛の脂肪	○	0.01
豚の脂肪	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.01
牛の肝臓	○	0.01
豚の肝臓	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.01
牛の腎臓	○	0.01
豚の腎臓	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.01
牛の食用部分 ²¹	○	0.01
豚の食用部分	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	0.01
乳	●	0.1
魚介類	○ 0.6	

20.「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

21.「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分をいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルボキシシ
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カルボキシシの一日摂取許容量（A D I）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年9月25日府食第1018号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ハロスルフロンメチル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ハロスルフロンメチルの一日摂取許容量（A D I）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年5月15日府食第526号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年 7 月 29 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 0 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブプロフェジン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブプロフェジンの一摂取許容量（A D I）を0.009mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年5月15日府食第527号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリブチカルブ（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリブチカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.0088mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年9月11日府食第985号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続20上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	デブフェノジド										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305017号、平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806009号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	デブフェノジドの一日摂取許容量（A D I）を0.016mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「総合評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年11月8日府食第1106号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年4月30日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年4月30日～7月12日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年8月10日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量（E D I）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>38.3</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td><td>64.7</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>30.3</td></tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td><td>41.0</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI/ADI比 (%)	国民平均	38.3	幼小児(1～6歳)	64.7	妊婦	30.3	高齢者(65歳以上)	41.0
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	38.3										
幼小児(1～6歳)	64.7										
妊婦	30.3										
高齢者(65歳以上)	41.0										
施策の実効性確保措置	平成22年8月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	暫定基準有り、魚介類基準設定										

テブフェノジド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.3	0.5
大麦	●	5
ライ麦	●	5

テブフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	●	5
そば	○ 5	5
その他の穀類 ²	●	5
大豆	● 0.3	0.5
ばれいしょ	●	0.1
さといも類(やつがしらを含む。)	● 0.015	0.1
かんしょ	● 0.05	0.1
やまいも(長いもをいう。)	● 0.015	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類 ³	● 0.015	0.1
てんさい	● 0.05	0.1
さとうきび	○ 1	1
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	○ 10	10
かぶ類の根	● 0.3	9
かぶ類の葉	○ 10	10
クレソン	○ 10	10
はくさい	○ 10	10
キャベツ	○ 5	5
芽キャベツ	● 5.0	5
ケール	○ 10	10
こまつな	○ 10	10
きょうな	○ 10	10
チンゲンサイ	○ 10	10
カリフラワー	○ 0.5	0.5
ブロッコリー	○ 0.5	0.5
その他のあぶらな科野菜 ⁶	○ 10	10
チコリ	○ 10	10
エンダイブ	○ 10	10
しゅんぎく	○ 10	10
レタス(サラダ菜及びびしちやを含む)	○ 10	10
その他のきく科野菜 ⁷	○ 10	10
パセリ	○ 10	10
セロリ	● 2.0	2
その他のせり科野菜 ⁹	○ 10	2
トマト	○ 1	1
ピーマン	○ 1	1
なす	● 1.0	1
その他のなす科野菜 ¹⁰	○ 10	10
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜 ¹¹	○ 10	10
ほうれんそう	○ 10	10
しょうが	● 0.015	0.02
その他の野菜 ¹²	● 10	20

デブフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
みかん	●	2
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ¹³	○ 2	2
りんご	○ 1	1.0
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 1	1
びわ	○ 1	1
もも	● 0.05	0.5
ネクタリン	○ 0.5	0.5
あんず(アブリコットを含む。)	●	1
すもも(プルーンを含む。)	●	1
うめ	●	1
おうとう(チェリーを含む。)	○ 1	1
いちご	○ 1	1
ラズベリー	○ 2	2
ブラックベリー	○ 3.0	1
ブルーベリー	○ 3	3
クランベリー	○ 0.5	0.5
ハuckleベリー	○ 3	1
その他のベリー類果実 ¹⁴	○ 3.0	1
ぶどう	○ 2	0.5
かき	●	1
バナナ	●	1
キウイ(果皮を含む。)	○ 0.5	0.5
パパイヤ	●	1
アボカド	○ 1	1
パイナップル	●	1
グアバ	●	1
マンゴー	● 0.7	1
パッションフルーツ	●	1
なつめやし	●	1
その他の果実 ¹⁵	● 1.0	1
綿実	● 1.5	2
なたね	○ 2	2
くり	○ 0.1	0.1
ペカン	○ 0.01	0.01
アーモンド	○ 0.05	0.05
くるみ	○ 0.1	0.1
その他のナッツ類 ¹⁷	○ 0.1	0.08
茶	○ 25	25

テブフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
コーヒード	●	0.05
その他のスパイス ¹⁸	● 2.0	20
その他のハーブ ¹⁹	○ 20	20
牛の筋肉	○ 0.05	0.02
豚の筋肉	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.05	0.02
牛の脂肪	○ 0.2	0.05
豚の脂肪	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.02
豚の肝臓	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
豚の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分 ²¹	○ 0.05	0.02
豚の食用部分	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.02
乳	○ 0.02	0.01
鶏の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の家きん ²² の筋肉	○ 0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	●	0.02
その他の家きんの肝臓	●	0.02
鶏の腎臓	●	0.02
その他の家きんの腎臓	●	0.02
鶏の食用部分	●	0.02
その他の家きんの食用部分	●	0.02
鶏の卵	○ 0.02	0.02
その他の家きんの卵	○ 0.02	0.02
魚介類	○ 0.3	
とうがらし(乾燥させたもの。)	○ 10	
干しぶどう	○ 2	2

2.「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

5.「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

6.「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

7.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

- 9.「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 10.「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 11.「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 12.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 13.「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 14.「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 15.「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 17.「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 18.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 19.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 20.「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 21.「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分をいう。
- 22.「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミベンコナゾール
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イミベンコナゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.0098mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月20日府食第1243号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年5月11日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年9月8日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ダイムロン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ダイムロンの一摂取許容量（A D I）を0.3mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年11月8日府食第1105号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルプロパミド（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カルプロパミドの一日摂取許容量（A D I）を0.014mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月13日府食第1222号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルトラニル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルトラニルの一日摂取許容量（A D I）を0.087mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月20日府食第1245号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エスプロカルブ（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エスプロカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年1月17日府食第59号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カフェンストロール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カフェンストロールの一日摂取許容量（A D I）を0.003mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年2月21日府食第189号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メフェナセット（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メフェナセットの一日摂取許容量（A D I）を0.007mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年3月13日府食第281号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年 7 月 29 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 1 9 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミダクロプリド										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904005号、平成19年2月23日付け厚生労働省発食安第0223003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	イミダクロプリドの一日摂取許容量（A D I）を0.057mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年6月14日府食第596号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年1月26日～3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年4月6日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI比 （％）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>30.3</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>60.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>23.5</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>31.5</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI／ADI比 （％）	国民平均	30.3	幼小児（1～6 歳）	60.3	妊婦	23.5	高齢者（65 歳以上）	31.5
	TMDI／ADI比 （％）										
国民平均	30.3										
幼小児（1～6 歳）	60.3										
妊婦	23.5										
高齢者（65 歳以上）	31.5										
施策の実効性確保措置	平成22年4月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	適用拡大、インポートトレランス										

(継続 19 上)

イミダクロプリド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 1	0.2
小麦	○ 0.05	0.05
大麦	○ 0.05	0.05
ライ麦	○ 0.05	0.05
とうもろこし	● 0.05	0.1
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類 ²	○ 0.05	0.05
大豆	○ 2.5	1
小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ベギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。)	● 2.8	4
えんどう	○ 2.8	1
そら豆	○ 2.8	1
らっかせい	● 0.7	1
その他の豆類 ³	○ 2.8	1
ばれいしょ	○ 0.5	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.4	0.1
かんしょ	○ 0.4	0.1
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.4	0.1
こんにやくいも	○ 0.4	0.1
その他のいも類 ⁴	○ 0.4	0.1
てんさい	○ 0.4	0.05
さとうきび	● 0.04	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)	○ 0.4	0.1
だいこん類の葉	● 3.5	5
かぶ類の根	○ 0.4	0.1
かぶ類の葉	● 2.8	5
西洋わさび	○ 0.4	0.1
クレソン	● 2.5	5
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	○ 0.5	0.5
芽キャベツ	○ 0.5	0.5
ケール	○ 5	5
こまつな	○ 5	5
きょうな	○ 5	5
チンゲンサイ	○ 5	5
カリフラワー	● 0.4	5
ブロッコリー	○ 5	5
その他のあぶらな科野菜 ⁵	○ 5	5
ごぼう	○ 0.4	0.1
サルシフィー	○ 0.4	0.1
アーティチョーク	● 1.8	5
チコリ	● 2.8	5
エンダイブ	○ 5	5
しゅんぎく	● 2.5	5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	● 2.5	5
その他のきく科野菜 ⁶	○ 5	5

イミダクロプリド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	● 0.07	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	● 0.7	1
にら	● 1	5
アスパラガス	● 0.7	5
わけぎ	● 2	5
その他のゆり科野菜 ⁷	●	5
にんじん	○ 0.4	0.1
パースニップ	○ 0.4	0.1
パセリ	● 3	5
セロリ	● 4.2	5
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜 ⁸	● 4.2	5
トマト	○ 2	1
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 ⁹	○ 5	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 1	1
しろうり	○ 1	1
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 0.35	0.2
まくわうり	● 0.35	0.5
その他のうり科野菜 ¹⁰	○ 1	1
ほうれんそう	● 2.5	5
たけのこ	●	0.1
オクラ	● 0.7	5
しょうが	○ 0.3	0.1
未成熟えんどう	○ 3.5	0.5
未成熟いんげん	○ 2.8	2
えだまめ	○ 2.5	0.5
マッシュルーム	●	0.5
しいたけ	●	0.5
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.5
その他の野菜 ¹²	○ 5	5
みかん	● 0.3	1
なつみかんの果実全体	● 0.7	1
レモン	● 0.7	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	● 0.7	1
グレープフルーツ	● 0.7	1
ライム	● 0.7	1
その他のかんきつ類果実 ¹³	● 0.7	3
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	● 0.7	1
西洋なし	● 0.7	1
マルメロ	● 0.5	1
びわ	○ 0.5	0.5

イミダクロプリド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
もも	○ 0.5	0.5
ネクタリン	○ 2.1	1
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2.1	1
すもも(プルーンを含む。)	○ 2.1	0.2
うめ	● 0.3	3
おうとう(チェリーを含む。)	● 2.1	3
いちご	● 0.5	3
ラズベリー	○ 3.5	3
ブラックベリー	○ 3.5	3
ブルーベリー	○ 3.5	3
クランベリー	● 0.04	3
ハックルベリー	○ 3.5	3
その他のベリー類果実 ¹⁴	○ 3.5	3
ぶどう	○ 3	3
かき	○ 1	1
バナナ	● 0.04	0.05
キウイ	● 0.2	0.5
パパイヤ	● 0.7	1
アボカド	● 0.7	1
パイナップル	●	1
グアバ	● 0.7	1
マンゴー	○ 1	1
パッションフルーツ	● 0.7	3
なつめやし	●	3
その他の果実 ¹⁵	○ 3.5	3
ひまわりの種子	○ 0.04	0.02
べにばなの種子	● 0.04	0.05
綿実	○ 4.2	3
なたね	● 0.04	0.05
その他のオイルシード ¹⁶	● 0.04	2
ぎんなん	● 0.05	0.1
くり	● 0.05	0.1
ペカン	● 0.04	0.05
アーモンド	● 0.04	0.1
くるみ	● 0.04	0.1
その他のナッツ類 ¹⁷	● 0.04	0.1
茶	○ 10	10
コーヒー豆	○ 0.7	
カカオ豆	○ 0.05	0.05
ホップ	● 7	10
その他のスパイス ¹⁸	○ 5	5
その他のハーブ ¹⁹	○ 5	5

イミダクロプリド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.1	0.02
豚の筋肉	○ 0.1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.1	0.02
牛の脂肪	● 0.02	0.3
豚の脂肪	● 0.02	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.02	0.3
牛の肝臓	○ 0.2	0.05
豚の肝臓	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.05
牛の腎臓	○ 0.2	0.05
豚の腎臓	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.05
牛の食用に供される部分(筋肉、脂肪、肝臓、及び腎臓を除く。以下「食用部分」という。)	○ 0.2	0.05
豚の食用部分	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.05
乳	○ 0.1	0.02
鶏の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の家きん ²¹ の筋肉	○ 0.02	0.02
鶏の脂肪	● 0.02	0.05
その他の家きんの脂肪	● 0.02	0.05
鶏の肝臓	○ 0.1	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	0.02
鶏の腎臓	○ 0.1	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	0.02
鶏の食用部分	○ 0.1	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.02
鶏の卵	○ 0.02	0.02
その他の家きんの卵	○ 0.02	0.02
小麦粉(全粉粒を除く。)	● 0.02	0.03
小麦ふすま	● 0.2	0.3
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 7	

脚注

1. ○:平成22年4月6日施行

●:平成22年10月6日施行

・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

・今回基準値を設定するイミダクロプリドとは、畜産物にあっては、イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリド含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあっては、イミダクロプリドのみをいうこと。

・今回基準値を設定するフェリムゾンとは、フェリムゾン(E体)及びフェリムゾン(Z体)の和をいうこと。

2.「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

3.「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

4.「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

5.「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

6.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

7.「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

8.「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

9.「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

10.「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

11.「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

12.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

13.「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

14.「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。

15.「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

16.「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペニバナの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

17.「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

18.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

19.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

20.「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

21.「その他の家さん」とは、家さんのうち、鶏以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルリドン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルリドンの一摂取許容量（A D I）を0.076mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年8月23日府食第801号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 19 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリプロキシフェン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリプロキシフェンの一日摂取許容量（A D I）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年8月2日府食第749号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年 7 月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 1 9 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月29日付け厚生労働省発食安第1029002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（A D I）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、魚介類の基準値の追加設定について、食品健康影響評価を依頼中。評価結果と併せて、薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り、適用拡大

(継続 18 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（A D I）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続18下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アゾキシストロビン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アゾキシストロビンの一日摂取許容量（A D I）を0.18mg/kg体重/日と設定する。 （平成18年12月21日府食第1030号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度による規制に従うこととし、個別に基準値を設定しないことを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続18下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オラキンドックス
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オラキンドックスは、現時点で評価した知見からみる限り、遺伝毒性を有しているものと考えられるほか、発がん性及び催奇形性を有する可能性も否定できないことから、A D Iを設定することは適当でない。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年10月1日府食第926号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年1月27日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ケトプロフェン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗炎症薬
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305031号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ケトプロフェンの一日摂取許容量（A D I）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年10月1日府食第927号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年6月4日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月15日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年7月15日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピペラジン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305033号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピペラジンの一日摂取許容量（A D I）を0.25mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年10月1日府食第928号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ニューカッスル病・マレック病（ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子導入マレック病ウイルス1型）凍結生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	鶏のマレック病及びニューカッスル病の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年7月3日付け厚生労働省発食安0703第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ニューカッスル病・マレック病（ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子導入マレック病1型）凍結生ワクチンが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成21年12月3日府食第1132号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成22年6月15日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	平成22年6月15日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産省に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ニューカッスル病・マレック病(ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子導入マレック病ウイルス1型)凍結生ワクチン(セルミューンN)
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	鶏のマレック病及びニューカッスル病の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成21年7月3日付け21消安第2910号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ニューカッスル病・マレック病(ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子導入マレック病ウイルス1型)凍結生ワクチン(セルミューンN)が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成21年12月3日府食第1132号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年7月8日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議 平成21年6月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成21年1月30日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成21年9月29日、薬事・食品衛生審議会から薬事分科会に報告
施策の概要等	平成22年8月9日、薬事法第14条第1項に基づき承認 (施策の概要) 申請者の承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルベンダゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年3月24日付け厚生労働省発食安第0324009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルベンダゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.012mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、残留マーカ－については、豚及び家禽の残留試験において、未変化体だけでなく代謝物も検出されており、これらを考慮する必要があると考えられる。 また、牛及び馬の残留試験においては、未変化体のみを検査対象とした試験結果が得られているが、代謝物の残留性についても考慮する必要があると考えられる。 暴露量については、当該評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年1月14日府食第31号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射液（エクネセル注）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	適応症は牛の肺炎、豚の胸膜肺炎及び牛の趾間フレグモーネ（趾間ふらん）
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成22年2月1日付け21消安第11737号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をする当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射液（エクネセル注）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ただし、本製剤は薬剤耐性菌を介した影響についても考慮する必要がある、これについては検討中である。 （平成22年2月18日府食第117号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年1月30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成21年3月6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については、未評価のため施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メベンダゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305035号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メベンダゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.0025mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当該評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年3月4日府食第156号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	レバミゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205013号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	レバミゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.006mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年3月18日府食第209号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クレンブテロール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	繁殖用剤及び循環・呼吸器官用剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016004号、平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クレンブテロールの一日摂取許容量（A D I）を0.004 μ g/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年6月18日府食第586号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年5月11日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 2 1 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルプロフェン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	消炎剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205008号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カルプロフェンの一日摂取許容量（A D I）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年6月25日府食第614号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年5月11日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 2 1 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カラゾロール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	β 遮断薬
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年7月13日付け厚生労働省発食安第0713008号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カラゾロールの一日摂取許容量（AD I）を$0.1 \mu\text{g}/\text{kg}$体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年7月30日府食第727号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ）を収集中。資料を入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 2 1 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミドカルブ
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イミドカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年12月18日府食第1362号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月1日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会にて審議 平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会にて審議 平成22年6月15日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年5月28日～7月12日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議 平成22年9月現在、告示手続き中。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 20下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフキノム
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	セフキノムの一摂取許容量（A D I）を0.0014mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年12月18日府食第1361号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年1月27日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会にて審議 平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会にて審議 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年8月19日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 20下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤（コバクタン／セファガード）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	適応症は牛の肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成20年1月11日付け19消安第12021号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をする当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤（コバクタン／セファガード）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ただし、本製剤は薬剤耐性菌を介した影響についても考慮する必要がある、これについては検討中である。 （平成20年12月18日府食第1363号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年11月 1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成19年11月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については、未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 20下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ラフォキサニド
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112022号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ラフォキサニドの一日摂取許容量（A D I）を0.4 μ g/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年2月19日府食第168号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年8月25日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示手続き中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 20下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキシベンダゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年7月13日付け厚生労働省発食安第0713007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキシベンダゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月5日府食第212号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 20下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の泌乳期の乳房炎
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成20年2月12日付け19消安第12824号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	本製剤の主剤であるピルリマイシンのAD I（0.008mg/kg体重/日）を見直す必要はないものと考えられる。また、本剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ただし、本剤の評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要がある、これについては検討中である。 （平成20年5月8日府食第508号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年5月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成19年5月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成19年7月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成19年10月11日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成19年11月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成19年12月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リファキシミン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年5月22日付け厚生労働省発食安第0522008号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	リファキシミンの一日摂取許容量（A D I）を0.00045mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年6月5日府食第617号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年1月26日～3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	平成22年4月6日 食品規格に関する告示を公布 公布日より起算して六月を経過した日から適用 （施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成22年4月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアンフェニコール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913004号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718019号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	チアンフェニコールの一日摂取許容量（A D I）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年10月4日府食第973号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（代謝試験及び残留試験データ）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 19 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバジット注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の細菌性肺炎、豚の胸膜肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	チアンフェニコールの一摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成19年10月4日府食第972号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 4月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成16年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において報告
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については、未評価のため施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 19下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフォペラゾン											
評価品目の分類	動物用医薬品											
用 途	乳牛における臨床型乳房炎の治療											
評価要請機関	厚生労働省											
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112016号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項											
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	－											
評価結果の概要	セフォペラゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.0013mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年12月20日府食第1242号)											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年10月9日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年1月26日～3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議											
施策の概要等	平成22年4月6日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI）のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th><th>TMDI/ADI 比(%)</th></tr> <tr> <th>基準値（案）</th></tr> <tr> <td>国民平均</td><td>10.3</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>48.0</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>12.7</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>10.1</td></tr> </table> 」 （報告書抜粋）とされている。		TMDI/ADI 比(%)	基準値（案）	国民平均	10.3	幼小児（1～6歳）	48.0	妊婦	12.7	高齢者（65歳以上）	10.1
	TMDI/ADI 比(%)											
	基準値（案）											
国民平均	10.3											
幼小児（1～6歳）	48.0											
妊婦	12.7											
高齢者（65歳以上）	10.1											
施策の実効性確保措置	平成22年4月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												

別表

セフトペラゾン(抗生物質)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
乳	○ 0.05	0.05

○：平成22年4月6日施行

表中にない食品については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部A食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コリスチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305025号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	コリスチンの一日摂取許容量（A D I）を0.004mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年1月24日府食第81号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 19 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロチゾラム
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	動物の食欲不振の改善の補助的効果
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロチゾラムの一日摂取許容量（AD I）を$0.013 \mu\text{g} / \text{kg}$体重/日と設定する。 <評価書「一日摂取許容量（AD I）の設置について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年3月13日府食第279号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年9月現在、告示試験法の開発中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 19下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロルフェニコール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913007号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718021号、平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112020号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フロルフェニコールの一摂取許容量（A D I）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年8月30日府食第822号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年6月20日 平成20年8月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年10月10日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年10月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 （平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 19上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロール）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の細菌性肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年1月12日付け18消安第10556号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フロルフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成19年8月30日府食第824号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 7月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成18年10月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成18年11月 1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において報告
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】 食品規格（残留基準）の設定に関して検討中のため、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。食品規格の設定に関しては厚生労働省において、薬剤耐性菌を介した影響は食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル２％、同１０％）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の細菌性肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月6日付け18消安第8073号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	マルボフロキサシンの一日摂取許容量（ＡＤＩ）を0.0032mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 (平成19年8月9日府食第768号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 4月 5日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質医薬品調査会において審議 平成18年 7月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質医薬品調査会において審議 平成18年 8月 9日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年 8月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成18年 9月13日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成18年 9月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成19年 8月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成19年 9月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成19年10月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成19年10月24日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申
施策の概要等	平成22年9月1日、薬事法第14条第1項に基づき承認 （施策の概要） 申請者の承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 薬剤耐性菌については、評価書に記載された現行のリスク管理措置を徹底し、薬剤耐性獲得状況の継続的調査・監視を実施する。また、最新の科学的知見・情報収集に努める。 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌に関するリスク評価で、現行のリスク管理措置の徹底、薬剤耐性獲得状況の継続的調査・監視、最新の科学的知見等に基づく検証を行い、必要なリスク管理措置が講じられることが不可欠であるとされたことを受け施策を実施。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カナマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カナマイシンの一日摂取許容量（A D I）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年5月31日府食第536号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年4月11日付け17消安第66号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、0.05mg/kg体重/日のADIを見直す必要性はないと考えられる。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 (平成19年1月18日府食第00058号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 9月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成16年11月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 18下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	パロモマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112019号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	パロモマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.025mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年5月31日府食第537号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年10月9日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年1月26日～3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	平成22年4月6日 食品規格に関する告示を公布 公布日より起算して六月を経過した日から適用 （施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成22年4月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンジルペニシリン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	一日摂取量を30 μg/ヒト未満であれば、ヒトに重大な危険は及ぼさないと判断するとした評価を変更する必要はないと考えられる。なお、ベンジルペニシリンの摂取を実行上可能な限り少なくすることが望ましいとする付記については、引き続き留意されるべきであることを申し添える。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月31日府食第538号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月現在、残留基準設定に必要な資料（代謝試験及び残留試験データ）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	暫定基準有り

(継続 19 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）、牛の強制経口投与剤（バイトリル2.5%HV液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	製造用原体（バイトリル原体）、鶏の呼吸器性マイコプラズマ病及び大腸菌症（バイトリル10%液）、牛の肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%HV）、牛の肺炎、大腸菌性下痢症、豚の胸膜肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エンロフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.002mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成18年5月18日府食第401号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において報告
件施策の概要等	平成22年9月1日、エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、牛の強制経口投与剤（バイトリル2.5%HV液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）について、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知。 （施策の概要） 鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）を除いた当該動物医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。 薬剤耐性菌については、評価書に記載された現行のリスク管理措置を徹底し、薬剤耐性獲得状況の継続的調査・監視を実施する。また、最新の科学的知見・情報収集に努める。 鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）は、鶏の薬剤耐性菌を介した影響について未評価ではあるが、牛及び豚用の製剤と同様に現行のリスク管理措置の徹底及び薬剤耐性獲得状況の継続的調査・監視を実施する。 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌に関するリスク評価で、現行のリスク管理措置の徹底、薬剤耐性獲得状況の継続的調査・監視、最新の科学的知見等に基づく検証を行い、必要なリスク管理措置が講じられることが不可欠であるとされたことを受け施策を実施。 鶏の薬剤耐性菌を介した影響については、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を検討する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキシサルジン液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	鶏の呼吸器性マイコプラズマ病、大腸菌症の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては検討中である。 （平成17年11月24日府食第1141号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 17下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体（塩酸ジフロキサシン）及び豚の飲水添加剤（ベテキノロン可溶散25%）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	製造用原体及び豚の細菌性肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0013mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 ＜評価書「再審査に係る食品健康影響評価について」抄＞ なお、本剤はキノロン系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については今後別途検討されるべきである。 （平成17年7月14日府食第692号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成15年10月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成15年11月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	平成22年9月8日、豚の飲水添加剤（ベテキノロン可溶散25%）について、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知。 なお、製造用原体（塩酸ジフロキサシン）は、平成22年9月2日付けで承認整理届が提出された。 （施策の概要） 当該動物用医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。 薬剤耐性菌については、評価書に記載された現行のリスク管理措置を徹底し、薬剤耐性獲得状況の継続的調査・監視を実施する。また、最新の科学的知見・情報収集に努める。 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌に関するリスク評価で、現行のリスク管理措置の徹底、薬剤耐性獲得状況の継続的調査・監視、最新の科学的知見等に基づく検証を行い、必要なリスク管理措置が講じられることが不可欠であるとされたことを受け施策を実施。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カドミウム及びその化合物に係る水道により供給される水の水質基準の改正について
評価品目の分類	汚染物質
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年10月9日付け厚生労働省発健第1009第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第7号
評 価 目 的	水道により供給される水の水質基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	カドミウムについては、当委員会において食品健康影響評価を行い、平成21年8月20日付け府食第789号によりカドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g/kg}$ 体重/週とする評価結果を通知したところであり、その後、新たな科学的な知見の存在は確認できないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成21年10月15日府食第955号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年2月2日、厚生科学審議会水道部会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 平成22年2月17日、水質基準に関する省令を公布 平成22年4月1日、施行 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会の評価結果である耐容週間摂取量$7\mu\text{g/kg}$ 体重/週に基づき、体重50kgの人間が1日2Lの水を飲む場合の水道水の寄与率を10%と仮定し、水質基準値を0.003mg/Lに改正した。
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	米のカドミウムの成分規格改正について
評価品目の分類	汚染物質
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年2月9日付け厚生労働省発食安第0209014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	食品の規格として、米のカドミウムの成分規定の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}/\text{kg}$体重/週とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [10. まとめ及び今後の課題] カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}/\text{kg}$体重/週と設定した。これは、日本国内における米等の食品を経由したカドミウムの慢性的な経口曝露を受けている住民を対象とした2つの疫学調査結果に基づき、カドミウム摂取が近位尿細管機能に及ぼす影響から導き出されている。JECFA (2000) のリスク評価では、暫定耐容週間摂取量が今回のリスク評価結果と同じ$7\mu\text{g}/\text{kg}$体重/週に設定されている。この暫定耐容週間摂取量は、高濃度のカドミウム職業曝露を受ける労働者や日本のイタイイタイ病患者を対象とした疫学調査に基づき、腎皮質のカドミウム蓄積量と腎機能障害との関係からシミュレーションを行って導き出されており、今回のリスク評価結果と異なるアプローチから得られている。また、EFSA (2009) のリスク評価では、耐容週間摂取量が$2.5\mu\text{g}/\text{kg}$体重/週に設定され、これを超過する曝露集団でも有害影響のリスクは極めて低いと結論づけている。したがって、この耐容週間摂取量は食事からのカドミウム曝露を低減するための努力目標としての位置づけが強いと考えられる。 カドミウムは、土壌中、水中、大気中の自然界に広く分布し、ほとんどの食品中に環境由来のカドミウムが多少なりとも含まれる。特に、日本では全国各地に鉱床や廃鉱山が多く存在し、米中カドミウム濃度が他国に比べて高い傾向にあり、米からのカドミウム摂取量が食品全体の約半分を占めている。しかしながら、近年、日本人の食生活の変化によって1人当たりの米消費量が1962年のピーク時に比べて半減した結果、日本人のカドミウム摂取量は減少してきている（文献10 - 1）。2007年の日本人の食品からのカドミウム摂取量の実態については、$21.1\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$（体重$53.3\text{kg}$で$2.8\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週）であったことから、耐容週間摂取量の$7\mu\text{g}/\text{kg}$体重/週よりも低いレベルにある。したがって、一般的な日本人における食品からのカドミウム摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。 今後、食品または環境由来のカドミウム曝露にともなう重要な科学的知見が新たに蓄積された場合には、耐容摂取量の見直しについて検討する。 [参考] 日本人の食品からのカドミウム曝露状況 平成19年度の「食品中の有害物質等の摂取量の調査及び評価に関する研究」によると、2007年の日本人の食品からのカドミウム摂取量は、$21.1\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$（体重$53.3\text{kg}$で$2.8\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週）であり、TWI の40%であった。また、14食品群からのカドミウム摂取量の割合は、米類由来の摂取が37.2%、野菜・海草類16.6%、魚介類16.1%、雑穀・芋類12.9%、その他17.2%であった。

	食品中のカドミウムは、1970 年に食品衛生法の食品、添加物等の規格基準で「米にカドミウム及びその化合物がCd として1.0ppm 以上含有するものであってはならない」と定められているが、0.4ppm 以上1.0ppm 未満の米は、1970 年以降、農林水産省の指導により非食用に処理されていることから、実質的には0.4ppm 未満の米のみが市場に流通している状況、すなわち、0.4ppm 以上の米からのカドミウム曝露を受けない状況が維持されてきている。平成7 年から平成12 年までの6 年間の国民栄養調査による摂取量データと農林水産省の実態調査による食品別カドミウム濃度データから確率論的曝露評価手法（モンテカルロ・シミュレーション）を適用し、カドミウム摂取量分布の推計を行った結果、現状の0.4ppm 以上の米を流通させない場合におけるカドミウム摂取量は、算術平均値3.44 μg/kg 体重/週、中央値2.92 μg/kg 体重/週、95パーセンタイルで7.18 μg/kg 体重/週であると報告されている（評価書本体中の図3 参照）（文献4 - 22）。この推定結果では、95 パーセンタイルでTWI を超えているとされているが、この摂取量分布は計算上のものであり、分布図の右側部分は統計学的に非常に誤差が大きく、確率が非常に低い場合も考慮されている領域であることから、実際にはTWI を超える人は、ほとんどいないと考えるのが妥当である。 （平成21年8月20日府食第789号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年10月6日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。 平成22年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議。 平成22年2月24日 薬事・食品衛生審議会から答申。 平成22年3月11日 消費者庁協議終了。
施策の概要等	平成22年4月8日 食品、添加物等の規格基準の改正に関する告示を公布。 平成23年2月28日 施行。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、米の成分規格を「玄米及び精米中にCd として0.4ppmを超えて含有するものであってはならない。」と改正。 「米」以外の品目については、米に比べ生産量や寄与率が低いため、検査に要する労力、時間、コストなどを考慮すると、基準を設定し遵守させることによるカドミウム曝露の低減に大きな効果は期待できないことから、関係者に対して引き続きカドミウムの低減対策を講じるよう要請するとともに、一定期間経過後にその実施状況について報告を求め、必要に応じて規格基準の設定等について検討することとする。 また、消費者に対してバランスの良い食生活を心がけることの重要性について情報提供を引き続き行う。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会の食品健康影響評価によると、現在の我が国の食品摂取の状況においては、一般的な日本人における食品からのカドミウム摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられるとされている。 また、直近のマーケットバスケット方式による1 日摂取量調査においても、その摂取量は耐容週間摂取量から見て十分低い値である。 食品中のカドミウムについて、これらの状況及び「食品中の汚染物質に係る規格基準設定の考え方」を踏まえて審議を行い、最も寄与率の高い「米」について、国内の含有実態にALARA の原則を適用し、国際規格に準じて基準値を0.4 ppmに改定することとした（米が1日摂取量の約4割を占めており、他の食品に比べて寄与率は格段に高い）。
施策の実効性確保措置	・平成22年4月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発0408第2～4号）し、周知を図るとともに、食品からのカドミウム摂取について、Q & Aを活用した消費者への情報提供を要請。特に、汚染地域を有する都

	道府県等においては、当該地域等で収穫される農産物を自家消費等により継続的に摂取する住民に配慮した情報提供を要請。 ・農林水産省及び環境省に対し、引き続き、農産物中のカドミウム低減対策の推進及び農水産物中のカドミウム含有実態の把握に努めるよう要請するとともに、こららの実施状況について、一定期間経過後に薬事・食品衛生審議会において確認を行う旨通知。
その他特記事項	—

(継続 2 1 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロロホルム（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	クロロホルムの耐容一日摂取量を12.9 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水質基準値の100%である濃度0.06mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、2.4 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 12.9 μg/kg体重/日の約5分の1である。 （平成21年8月20日府食第790号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 2 1 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブロモジクロロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ブロモジクロロメタンの耐容一日摂取量を6.1 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水質基準値の100%である濃度0.03mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、1.2 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 6.1 μg/kg体重/日の約5分の1である。 （平成21年8月20日府食第791号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 2 1 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジブロモクロロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ジブロモクロロメタンの耐容一日摂取量を21.4 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水質基準値の100%である濃度0.1mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、4.0 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 21.4 μg/kg体重/日の約5分の1である。 （平成21年8月20日府食第792号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 2 1 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロモホルム（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	プロモホルムの耐容一日摂取量を17.9 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水質基準値の100%である濃度0.09mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、3.6 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 17.9 μg/kg体重/日の約5分の1である。 (平成21年8月20日府食第793号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 2 1 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	総トリハロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	総トリハロメタンとしての耐容一日摂取量は設定できない。 なお、清涼飲料水中の総トリハロメタンの管理基準を検討する際には、個々のトリハロメタンのTDI を考慮した上で、実現可能な範囲でできるだけ低く設定することが重要である。 〔参考〕 総トリハロメタンの基準値として、我が国の水質基準値は、0.1 mg/L とされている。WHO では、4 物質の各検出値と各ガイドライン値との比の和が1 を超えないことが推奨されている。 (1) WHO 飲料水水質ガイドライン ① 第3 版 当局の要望で、相加的な毒性を評価するための総トリハロメタン類の基準を設定するために、以下のような各化合物の基準に対する存在割合の総加的評価がとられた。 $\frac{C_{\text{プロモホルム}}}{GV_{\text{プロモホルム}}} + \frac{C_{\text{ジブロモクロメタン}}}{GV_{\text{ジブロモクロメタン}}} + \frac{C_{\text{プロモジクロメタン}}}{GV_{\text{プロモジクロメタン}}} + \frac{C_{\text{クロロホルムモホルム}}}{GV_{\text{クロロホルム}}} \leq 1$ C : 濃度、GV : ガイドライン値 ② 第3 版 一次追補 1993 年以降に得られた疫学データでは、生殖への有害影響をトリハロメタン、特に臭素化トリハロメタンへの曝露と関連づけてきたが、総トリハロメタン濃度の上昇に伴うリスク上昇について、閾値や用量－反応関係が明らかであるという証拠は示されていない。しかし、健康に対する有害な影響とトリハロメタン、特に臭素化トリハロメタンの潜在的関係を考慮し、飲料水中のトリハロメタン濃度をできる限り低く維持することが推奨される。 微生物に関するガイドラインを優先するのか、それとも、クロロホルムのような消毒副生成物に関するガイドラインを優先するのかが選択する必要がある場合、常に微生物学的な質を優先しなければならないことに注意すべきである。消毒効果について妥協すべきではない。 (2) 我が国における水質基準の見直しの際の評価（参照1） 消毒副生成物を抑制するための総括的指標として、平成4 年の専門委員会報告に従い0.1 mg/L とすることが適当である。 (3) 曝露状況 平成18 年の水道統計における総トリハロメタンの水道水の検出状況は原水においては、

	最高検出値は、水道法水質基準値（0.1 mg/L）の90%超過100%以下で1箇所みられ、浄水において、最高検出値は、90%超過100%以下で7箇所みられた。 （平成21年8月20日府食第794号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

（継続21上）

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンゼン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ベンゼンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を$18\mu\text{g/kg}$体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを$2.5\times 10^{-2}/(\text{mg/kg}$体重/日)とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたT D I と発がん性に関するリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中のベンゼンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。 なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の$18\mu\text{g/kg}$体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は$45\mu\text{g/L}$となる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル*に相当する濃度は$10\mu\text{g/L}$となる。 *WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。 （平成20年11月6日府食第1188号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,2-ジクロロエタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,2-ジクロロエタンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を37.5 μg/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを6.3×10^{-2}（mg/kg体重/日）とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関してのリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中の1,2-ジクロロエタンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。 なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の37.5 μg/kg体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は93.8 μg/Lとなる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル[§]に相当する濃度は4 μg/Lとなる。 [§]WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。 （平成20年11月6日府食第1189号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	臭素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	臭素酸の非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を$11\mu\text{g/kg}$体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを2.8×10^{-2}/（mg/kg体重/日）とする。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ [参考] 今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたT D I と発がん性に関してのリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中の臭素酸の管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。 なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の$11\mu\text{g/kg}$体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は$27.5\mu\text{g/L}$となる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル[‡]に相当する濃度は$9\mu\text{g/L}$となる。 [‡]WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。 （平成20年11月6日府食第1190号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	トリクロロエチレンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を1.46 μg/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを8.3×10^{-5}（mg/kg体重/日）とする。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ [参考] 今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関してのリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中のトリクロロエチレンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。 なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の1.46 μg/kg体重/日を用いて、寄与率を50%[‡]とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は18.3 μg/Lとなる。一方、上記の発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル[§]に相当する濃度は30 μg/Lとなる。 [‡]医薬品や末端商品中のトリクロロエチレンの使用が中止され、それらによる暴露が減少したため、飲料水の寄与率を50%と仮定（WHO第3版1次追補参照）。 [§]WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。 （平成20年11月6日府食第1191号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ジクロロメタンの耐容一日摂取量を6 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水道法水質基準値の100%である濃度0.02mg/Lの水を体重53.3[§]kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、0.75 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、T D I 6 μg/kg体重/日の8分の1である。 [§]国民栄養の現状－平成10年、11年、12年国民栄養調査結果－健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重） （平成20年11月6日府食第1192号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テトラクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	テトラクロロエチレンの耐容一日摂取量を14 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水道法水質基準値の100%である濃度0.01mg/Lの水を体重53.3[‡]kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、0.4 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TD14 μg/kg体重/日の35分の1である。 [‡]国民栄養の現状－平成10年、11年、12年国民栄養調査結果－健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重） （平成20年11月6日府食第1193号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トルエン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	トルエンの耐容一日摂取量を149 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水道管理目標値の10%である濃度0.02mg/Lの水を体重53.3*kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、0.75 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TD149 μg/kg体重/日の約200分の1である。 *国民栄養の現状－平成10年、11年、12年国民栄養調査結果－健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重） （平成20年11月6日府食第1194号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	銅（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	銅の耐容上限摂取量を9mg/ヒト（成人）/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 上記の評価を踏まえ、グルコン酸銅のULを銅として9mg/ヒト/日とした評価結果は妥当であると判断する。このUL値は、「第六次改定日本人の栄養所要量」の食事摂取基準による銅の許容上限摂取量を踏まえた結果である。その後、食事摂取基準は、「日本人の食事摂取基準2005年版」に改定され、UL値は10mgヒト/日に変更されたが、本評価では、より安全性の高い値を保持する観点から、清涼飲料水における銅の許容上限摂取量は9mg/ヒト（成人）/日と設定するのが妥当と判断する。 なお、子供については、銅は成人と同様に必須ミネラルであり、銅欠乏が生じないために目安量や推奨量が定められているが、過剰摂取にならないように注意することが重要である。 。（平成20年4月17日府食第423号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ホルムアルデヒド（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ホルムアルデヒドの耐容一日摂取量を15 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第424号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メチル- α -ブチルエーテル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	メチル- α -ブチルエーテルの耐容一日摂取量を143 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第425号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 1, 1-トリクロロエタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 1, 1-トリクロロエタンの耐容一日摂取量を600 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第426号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 1, 2-トリクロロエタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 1, 2-トリクロロエタンの耐容一日摂取量を3.9 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第427号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	亜塩素酸の耐容一日摂取量を $29 \mu\text{g}$ /体重/日（亜塩素酸イオンとして）とする。 （平成20年6月19日府食第672号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	二酸化塩素（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	二酸化塩素の耐容一日摂取量を $29\mu\text{g}/\text{体重}/\text{日}$ （亜塩素酸イオンとして）とする。 （平成20年6月19日府食第673号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カドミウム（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}$/体重/週とする。 <評価書「まとめ及び今後の課題」抄> カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週と設定した。これは、日本国内における米等の食品を経由したカドミウムの慢性的な経口暴露を受けている住民を対象とした2つの疫学調査結果に基づき、カドミウム摂取が近位尿細管機能に及ぼす影響から導き出されている。カドミウムのリスク評価は、JECFAにおいても行われており、暫定耐容週間摂取量が今回のリスク評価結果と同じ$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週に設定されている。JECFAの暫定耐容週間摂取量は、高濃度カドミウム職業暴露を受ける労働者や日本のイタイタイ病患者を対象とした疫学調査に基づき、腎皮質のカドミウム蓄積量と腎機能障害との関係からシミュレーションを行って導き出されており、今回のリスク評価結果と異なるアプローチから得られている。 カドミウムは、土壤中、水中、大気中の自然界に広く分布し、ほとんどの食品中に環境由来のカドミウムが多少なりとも含まれる。特に、日本では全国各地に鉱床や廃鉱山が多く存在し、米中カドミウム濃度が他国に比べて高い傾向にあり、米からのカドミウム摂取量が食品全体の約半分を占めている。しかしながら、近年、日本人の食生活の変化によって1人当たりの米消費量が1962年のピーク時に比べて半減した結果、日本人のカドミウム摂取量は減少してきている。2005年の日本人の食品からのカドミウム摂取量の実態については、$22.3\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$（体重$53.3\text{kg}$で$2.9\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週）であったことから、耐容週間摂取量の$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週よりも低いレベルにある。 したがって、一般的な日本人における食品からのカドミウム摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。 今後、食品または環境由来のカドミウム暴露にともなう重要な科学的知見が新たに蓄積された場合には、耐容摂取量の見直しについて検討する。 （平成20年9月25日府食第1016号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	四塩化炭素（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	四塩化炭素の耐容一日摂取量を0.71 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第273号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 4-ジオキサン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 4-ジオキサンの耐容一日摂取量を16 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第274号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,1-ジクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,1-ジクロロエチレンの耐容一日摂取量を46 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第275号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,2-ジクロロエチレン（シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレンの和）の耐容一日摂取量を $17\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第276号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素酸の耐容一日摂取量を30 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第277号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロロアセトニトリル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ジクロロアセトニトリルの耐容一日摂取量を $2.7 \mu\text{g/kg}$ 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第278号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	抱水クロラール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	抱水クロラールの耐容一日摂取量を4.5 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第279号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素（残留塩素）（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素（残留塩素）の耐容一日摂取量を136 μ g/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第280号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。当該方針に基づき、部会委員等による小グループにおいて規格基準の設定等を検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価（厚生労働省）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価要請日等	－
評価要請の根拠規定	－
評 価 目 的	現状のリスク及び想定される対策を講じた場合のリスクに及ぼす効果を推定するための食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	(1) 対策の効果 食鳥の区分処理及び塩素濃度管理の徹底については、対策の有無で比較し、低減効果を整理した。食鳥の区分処理によるリスクの低減効果は、塩素濃度管理よりも大きく、当該対策のみでリスクが約半減することが示された。 なお、塩素濃度管理の徹底については、塩素添加・非添加のモデルを用いて比較を行っているため、食鳥処理場における現状の冷却水中の塩素濃度管理状況によっては、当該効果より低い効果しか示さないことに留意する必要がある。 その他4 種類の対策それぞれについては、各対策の指標を40%及び80%低減させた場合のリスクの低減効果を整理した。生食割合の低減によるリスク低減効果が最も大きく、次に調理時交差汚染割合の低減による効果が高いことが示された。加熱不十分割合の低減については、単独ではほとんどリスク低減効果がないことが示された。なお、生食しない人を対象とした場合では、最も大きなリスク低減効果があることが示された。 (2) 対策の順位付け 各対策の指標を80%低減させた場合のリスクの低減効果については、下表に整理したとおりであることが示された。ただし、対策の指標を80%低減させることの難易度は、対策によって異なることに留意する必要がある。 単独の対策を解析した結果では、加熱不十分割合の低減又は農場汚染率の低減のみでは効果は少ないことが示されたが、食鳥の区分処理及び塩素濃度管理の徹底を組み合わせることによって高い効果を示すことが示された。また、生食割合の低減については、単独の対策でも効果が高いことが認められた。 ただし、生食する人に対しては、生食割合の低減が常に最も効果が大きい一方、生食しない人に対しては、食鳥処理場での区分処理と農場汚染率の低減の組み合わせが、効果の最も大きい管理措置になることに加え、加熱不十分割合の低減や調理時の交差汚染率の低減も、比較的大きな効果を持つことも示された。 (3) その他 少ない菌量で感染を起こす細菌については人から人への感染に留意する必要があるが、カンピロバクターについては、人から人への感染経路による感染事例はほとんど報告されていない。しかし、数例の感染例の存在から、種々の条件が整えば感染が成立することは留意す

べき点と考える。

また、今回の評価では鶏肉に対象を絞っているが、牛や豚などの他の家畜、犬などのペット動物又は河川水、井戸水からも本菌が検出されており、一方、牛レバーや焼き肉などの料理が食中毒の原因食品となった事例もあることから、他の食肉の取扱いや動物とのふれあいを通じた感染又は河川、井戸水などを介した感染についても留意する必要がある。

対策の組み合わせによるリスク低減効果の順位

(単位：％)

順位	対策	低減率
1	食鳥の区分処理＋生食割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	88.4
2	食鳥の区分処理＋農場汚染率低減＋塩素濃度管理の徹底	87.5
3	食鳥の区分処理＋農場汚染率低減	84.0
4	食鳥の区分処理＋生食割合の低減	83.5
5	生食割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	78.7
6	生食割合の低減	69.6
7	食鳥の区分処理＋調理時交差汚染割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	58.3
8	食鳥の区分処理＋加熱不十分割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	55.9
9	食鳥の区分処理＋調理時交差汚染割合の低減	48.7
10	食鳥の区分処理＋加熱不十分割合の低減	44.1
11	調理時交差汚染割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	26.3
12	農場汚染率低減＋塩素濃度管理の徹底	26.2
13	加熱不十分割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	21.6
14	調理時交差汚染割合の低減	9.4
15	農場汚染率低減	6.1
16	加熱不十分割合の低減	0.2

※ 低減率は各指標を80％低減させた場合のリスク低減効果を示している
(平成21年6月25日府食第596号)

関係行政機関における施策の実施状況

施策の検討経過

施策の概要等

(施策の概要)

1 食鳥処理場等における対策

平成22年度からの厚生労働科学研究「食鳥・食肉処理におけるリスク管理に関する研究」(主任研究員：牧野壮一(帯広畜産大学)(3年計画))において、食品安全委員会の評価結果も踏まえ、リスク低減措置について研究予定。

2 消費者への普及啓発

- ・ 食品安全委員会及び地方自治体との共催で食中毒に関する意見交換会(ワークショップ)を開催し(平成21年8月11日、9月8日)、食肉の生食、加熱不十分、調理時交差汚染による食中毒に関し、普及啓発を行った。
- ・ 食品安全委員会と連名で、政府広報オンラインのお役立ち記事「ご注意ください!お肉の生食・加熱不足による食中毒」(平成22年5月)、及び政府広報新聞突き出し広告として「夏は0157など細菌による食中毒にご注意!」(平成22年8月)を公表し、消

	費者に食肉の生食、加熱不十分など食中毒に関する普及啓発を行った。 ・動画「お肉はよく焼いて食べよう」を作成してホームページに掲載した。 ・引き続き、カンピロバクター食中毒低減に向けた普及啓発を行う予定。 3 自治体への要請 全国食品衛生関係主管課長会議（平成22年2月22日）において、都道府県等に対し、カンピロバクター等食中毒事案の発生を防止するため、 ① 食肉に関する衛生管理の徹底など飲食店等関係事業者に対する監視指導の適切な実施 ② 地域住民に対する食肉の加熱不足や高齢者、乳幼児に生又は加熱不足の食肉を摂取させないための注意喚起 を要請。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 2 1 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価（農林水産省）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価要請日等	－
評価要請の根拠規定	－
評 価 目 的	現状のリスク及び想定される対策を講じた場合のリスクに及ぼす効果を推定するための食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	(1) 対策の効果 食鳥の区分処理及び塩素濃度管理の徹底については、対策の有無で比較し、低減効果を整理した。食鳥の区分処理によるリスクの低減効果は、塩素濃度管理よりも大きく、当該対策のみでリスクが約半減することが示された。 なお、塩素濃度管理の徹底については、塩素添加・非添加のモデルを用いて比較を行っているため、食鳥処理場における現状の冷却水中の塩素濃度管理状況によっては、当該効果より低い効果しか示さないことに留意する必要がある。 その他4 種類の対策それぞれについては、各対策の指標を40%及び80%低減させた場合のリスクの低減効果を整理した。生食割合の低減によるリスク低減効果が最も大きく、次に調理時交差汚染割合の低減による効果が高いことが示された。加熱不十分割合の低減については、単独ではほとんどリスク低減効果がないことが示された。なお、生食しない人を対象とした場合では、最も大きなリスク低減効果があることが示された。 (2) 対策の順位付け 各対策の指標を80%低減させた場合のリスクの低減効果については、下表に整理したとおりであることが示された。ただし、対策の指標を80%低減させることの難易度は、対策によって異なることに留意する必要がある。 単独の対策を解析した結果では、加熱不十分割合の低減又は農場汚染率の低減のみでは効果は少ないことが示されたが、食鳥の区分処理及び塩素濃度管理の徹底を組み合わせることによって高い効果を示すことが示された。また、生食割合の低減については、単独の対策でも効果が高いことが認められた。 ただし、生食する人に対しては、生食割合の低減が常に最も効果が大きい一方、生食しない人に対しては、食鳥処理場での区分処理と農場汚染率の低減の組み合わせが、効果の最も大きい管理措置になることに加え、加熱不十分割合の低減や調理時の交差汚染率の低減も、比較的大きな効果を持つことも示された。 (3) その他 少ない菌量で感染を起こす細菌については人から人への感染に留意する必要があるが、カンピロバクターについては、人から人への感染経路による感染事例はほとんど報告されていない。しかし、数例の感染例の存在から、種々の条件が整えば感染が成立することは留意す

べき点と考える。

また、今回の評価では鶏肉に対象を絞っているが、牛や豚などの他の家畜、犬などのペット動物又は河川水、井戸水からも本菌が検出されており、一方、牛レバーや焼き肉などの料理が食中毒の原因食品となった事例もあることから、他の食肉の取扱いや動物とのふれあいを通じた感染又は河川、井戸水などを介した感染についても留意する必要がある。

対策の組み合わせによるリスク低減効果の順位

(単位：％)

順位	対策	低減率
1	食鳥の区分処理＋生食割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	88.4
2	食鳥の区分処理＋農場汚染率低減＋塩素濃度管理の徹底	87.5
3	食鳥の区分処理＋農場汚染率低減	84.0
4	食鳥の区分処理＋生食割合の低減	83.5
5	生食割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	78.7
6	生食割合の低減	69.6
7	食鳥の区分処理＋調理時交差汚染割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	58.3
8	食鳥の区分処理＋加熱不十分割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	55.9
9	食鳥の区分処理＋調理時交差汚染割合の低減	48.7
10	食鳥の区分処理＋加熱不十分割合の低減	44.1
11	調理時交差汚染割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	26.3
12	農場汚染率低減＋塩素濃度管理の徹底	26.2
13	加熱不十分割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	21.6
14	調理時交差汚染割合の低減	9.4
15	農場汚染率低減	6.1
16	加熱不十分割合の低減	0.2

※ 低減率は各指標を80％低減させた場合のリスク低減効果を示している
(平成21年6月25日府食第596号)

関係行政機関における施策の実施状況

施策の検討経過

- ・生産段階における汚染低減のリスク管理措置を検討するための基礎的情報を得るため、ブロイラー農場における鶏群のカンピロバクター汚染状況及び農場の衛生対策状況を調査。
- ・「有害微生物に関する情報交換会」を開催し、都道府県担当者、農政局等とブロイラー農場のカンピロバクター汚染率の低減を目指し、今後の調査・研究等について意見交換を実施。
- ・ブロイラー農場における汚染鶏群・非汚染鶏群の区分及びそれを検出するための方法の開発、生産資材のリスク管理方法の開発、農場への侵入経路の疫学的究明等に関する研究を実施予定。

施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	・（社）日本食鳥協会を通じて食鳥処理業者に対し、当該リスク評価の結果を送付するとともに、と体の冷却における適正な塩素濃度等の確保等の衛生管理措置について、厚生労働省が公表している指針等に基づき改めて留意するよう通知した。 ・食品業界・消費者団体に対して、当該リスク評価の結果を情報提供。

(継続 2 1 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	我が国に輸入される牛肉及び牛内蔵に係る食品健康影響評価（厚生労働省）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価要請日等	－
評価要請の根拠規定	－
評 価 目 的	評価対象国から輸入された牛肉等を食品として摂取する場合の食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<1. オーストラリア> 国内でBSEが暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」～「大きい」と評価されたため、オーストラリアから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 <2. メキシコ> 国内でBSEが暴露・増幅している可能性は低いと考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、メキシコから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 <3. チリ> 国内でBSEが暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」～「大きい」と評価されたため、チリから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 <4. コスタリカ> 国内でBSEが暴露・増幅している可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、コスタリカから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 <5. パナマ> 国内でBSEが暴露・増幅している可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、パナマから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 <6. ニカラグア> 国内でBSEが暴露・増幅している可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、ニカラグアから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 <7. ブラジル> 国内でBSEが暴露・増幅している可能性は非常に低いと考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、ブラジルから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 <8. ハンガリー> 国内でBSEが暴露・増幅している可能性は低いと考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、ハンガリーから我が国に輸入される牛

	肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 (平成22年2月25日府食第138号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
施策の概要等	(施策の概要) オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル及びハンガリーから輸入される牛肉及び牛内蔵については、食品健康影響評価において、「BSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる」と評価されていることから、これらの国からの牛肉等については、従来のリスク管理措置を継続し、輸入を認めているところ。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	我が国に輸入される牛肉及び牛肉臓に係る食品健康影響評価（農林水産省）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価要請日等	－
評価要請の根拠規定	－
評 価 目 的	評価対象国から輸入された牛肉等を食品として摂取する場合の食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<1. オーストラリア> 国内でBSEが暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」～「大きい」と評価されたため、オーストラリアから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 <2. メキシコ> 国内でBSEが暴露・増幅している可能性は低いと考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、メキシコから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 <3. チリ> 国内でBSEが暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」～「大きい」と評価されたため、チリから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 <4. コスタリカ> 国内でBSEが暴露・増幅している可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、コスタリカから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 <5. パナマ> 国内でBSEが暴露・増幅している可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、パナマから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 <6. ニカラグア> 国内でBSEが暴露・増幅している可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、ニカラグアから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 <7. ブラジル> 国内でBSEが暴露・増幅している可能性は非常に低いと考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、ブラジルから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 <8. ハンガリー> 国内でBSEが暴露・増幅している可能性は低いと考えられ、また食肉処理工程におけるリ

	スク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、ハンガリーから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 (平成22年2月25日府食第138号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
施策の概要等	評価対象となったいずれの国についても、当該国から我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できるとの評価であったため、リスク管理措置を見直す必要はないものと判断された。 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	食品中の総アフラトキシンに係る食品健康影響評価について
評価品目の分類	かび毒
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月3日付け厚生労働省発食安第0903001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	食品の規格として、総アフラトキシンの基準の設定に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	参照に挙げた資料を用いて総アフラトキシンの食品健康影響評価を実施した。 経口投与されたA F B 1は生体内で水酸化体に代謝され、A F M 1、A F P 1、A F Q 1として、または抱合体に転換されて尿中または糞中に排泄される。哺乳動物では、乳中にもA F M 1などが排泄される。また、A F B 1はC Y P分子種により反応性の高い化合物であるA F B 1-8, 9-エポキシドに変換され、DNA付加体が形成される。この付加体またはその代謝物が変異を引き起こして細胞を造腫瘍性にすることが示唆されている。A F B 1-8, 9-エポキシドは主としてG S Tによる抱合化を受けて排泄される。 A F B 1の遺伝毒性については、<i>in vitro</i>及び<i>in vivo</i>ともに広範な試験が実施されており、そのほとんどにおいて陽性の結果が得られている。 A F B 1の実験動物を用いた試験では、ほとんどの動物種において肝臓が標的器官であり、肝細胞癌が最も多く認められた。その他に肺及び腎臓などにも腫瘍が観察された。A F B 1の肝発がん性に対する感受性には動物種間で大きなばらつきがみられ、ラットで最も感受性が高かった。一方、非発がん毒性については、実験動物において生殖パラメーターの異常、催奇形性、免疫毒性などが認められた。 人における疫学調査のほとんどにおいてA F B 1暴露と肝細胞癌との相関が指摘されている。これらの調査はアフラトキシンの暴露量が多く、かつ、H B Vの罹患率が高い地域で実施されており、H B V感染はリスク因子であることが示唆されている。 A F B 1以外のアフラトキシンについては、A F G 1ではヒト肝ミクロソームにより代謝活性化されてDNA付加体が形成され、遺伝毒性も認められた。代謝活性化の割合はA F B 1の1/3～1/2であった。雌雄ラットで肝細胞癌が、雄ラットで腎細胞腫瘍が誘発された。A F B 2とA F G 2に関するデータは限られている。A F B 2は、げっ歯類の細胞を用いた遺伝毒性試験では陽性結果が得られた。発がん性についてはラットの一試験で肝細胞癌が認められた。また、ラット体内でA F B 1に転換され、肝臓で代謝活性化を受けてDNA付加体が形成されるとの報告がある。A F G 2では、遺伝毒性試験の一部で陽性結果が得られたが、ヒト培養細胞を用いた系では陰性であった。哺乳動物を用いた発がん性試験は実施されていないが、ニジマスを用いた試験で発がん性は認められなかった。 I A R Cでは、実験動物における発がん性について、A F B 1及びA F G 1は十分な証拠がある、A F B 2は限定的な証拠がある、A F G 2は証拠が不十分であるとしている。また、A F B 1及び自然界で生じるアフラトキシン混合物はヒトにおいて発がん性を示す十分な証拠があるとしており、総合評価として、自然界で生じるアフラトキシン混合物はヒトに対して発がん性がある物質（グループ1）と分類している。 なお、評価の参考に供した2008年のJ E C F Aの報告書の後に公表された関連文献についても調査を行ったが、これらの評価結果に変更を加えるべき根拠となる知見は確認されなかった。 上記のことから、総アフラトキシンは遺伝毒性が関与すると判断される発がん物質であり、発がんリスクによる評価が適切であると判断された。一方、非発がん影響に関しては、T D I（耐容一日摂取量）を設定するための定量的評価に適用できる報告はなく、非発がん性を指標としたT D Iを求めることは困難と判断された。

	発がんリスクについては、人の疫学調査の結果から、体重1 kgあたり1 ng/日の用量で生涯にわたりA F B 1に経口暴露した時の肝臓癌が生じるリスクとして、H B s A g 陽性者では0.3人/10万人/年（不確実性の範囲0.05～0.5人/10万人/年）、H B s A g 陰性者では0.01人/10万人/年（不確実性の範囲0.002～0.03人/10万人/年）となった。なお、このリスク計算結果には、使用された中国の疫学調査結果が極めて高い暴露量によるものであると共に、低用量暴露群でも約10%という高い発がん率を示すものであったことや、H B s A g 陽性率が高い集団でアフラトキシン暴露量の情報も極めて限られた調査に基づいて用いて行われたという不確実性を含んでいることに留意すべきである。 2004年～2006年に実施された汚染実態調査結果からアフラトキシンが含有されると思われる11品目を対象に確率論的手法を用いて暴露量の推定を行った結果では、A F B 1に対して10 μg/kgを検出限界として規制をしている現状においては、A F B 1で4又は10 μg/kg及び総アフラトキシンで8、15又は20 μg/kgの基準値を設定したとしても、A F B 1一日推定暴露量はほとんど変わらなかった。よって、落花生及び木の実（アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ）について、総アフラトキシンの規格基準を設定することによる食品からの暴露量に大きな影響はなく、様々な条件を前提とし不確実性を含んでいる推計ではあるが、現状の発がんリスクに及ぼす影響もほとんどないものと推察された。しかしながら、アフラトキシンは遺伝毒性が関与すると判断される発がん物質であり、食品からの総アフラトキシンの摂取は合理的に達成可能な範囲で出来る限り低いレベルにするべきである。汚染実態調査の結果、B G グループの汚染率が近年高くなる傾向が見られていることを考慮すると、落花生及び木の実について、発がんリスク及び実行可能性を踏まえ適切に総アフラトキシンの基準値を設定する必要がある。なお、アフラトキシンは自然汚染であり、B G 比率が一定しないと予想されることから、総アフラトキシンとA F B 1の両者について規制を行うことが望ましい。 また、食品からの総アフラトキシンの摂取を合理的に達成可能な範囲で出来る限り低いレベルにするために、落花生及び木の実以外の主要な食品についても、汚染実態及び国際的な基準設定の動向等を踏まえ、総アフラトキシンの規格基準の必要性について検討を行うことが望ましいと考える。 （平成21年3月19日府食第261号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年5月18日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。食品衛生法第6条第2号に該当する食品中のアフラトキシンの指標を、アフラトキシンB1から総アフラトキシンに変更することを決定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

（継続20下）

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統と除草剤グルホシネート耐性トウモロコシT25系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年7月28日付け厚生労働省発食安0728第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」(平成16年1月29日食品安全委員会決定)に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 (平成21年10月1日府食第929号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成21年11月10日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統（厚生労働省）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年1月9日付け厚生労働省発食安第0109001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 （平成21年10月22日府食第1004号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成22年1月21日、食品の規格基準に関する告示を公布。 （施策の概要） 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統（農林水産省）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	飼料用
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成21年1月9日付け20消安第10157号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評 価 目 的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全上の問題はないものと判断した。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ ただし、除草剤グリホサートで処理された飼料の管理については、わが国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。 （平成21年10月29日府食第1024号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月9日、家畜に対する安全性について農業資材審議会飼料分科会にて審議。同日、農業資材審議会から答申。
施策の概要等	（施策の概要） 平成22年 6月 1日、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のシの規定に基づき組換えDNA技術応用飼料の安全性に関する確認を行ったので、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第4条の規定により公表した 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	GLU-No. 2株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年8月31日付け厚生労働省発食安0831第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日食品安全委員会決定)の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」(平成17年4月28日食品安全委員会決定)に基づき、安全性が確認されたと判断した。 したがって、「GLU-No. 2株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による改めての評価は必要ないと判断した。 (平成21年11月5日府食第1049号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成21年11月10日、申請者に対して通知。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	PHE-No. 2株を利用して生産されたL-フェニルアラニン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年8月31日付け厚生労働省発食安0831第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日食品安全委員会決定)の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」(平成17年4月28日食品安全委員会決定)に基づき、安全性が確認されたと判断した。 したがって、「PHE-No. 2株を利用して生産されたL-フェニルアラニン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(本則)による改めでの評価は必要ないと判断した。 (平成21年11月5日府食第1050号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成21年11月10日、申請者に対して通知。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統（厚生労働省）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月25日付け厚生労働省発食安第0225001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 （平成21年11月5日府食第1051号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成22年1月21日、食品の規格基準に関する告示を公布。 （施策の概要） 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統（農林水産省）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	飼料用
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成20年2月25日付け19消安第12913号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評 価 目 的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全上の問題はないものと判断した。 （平成21年11月12日府食第1078号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月9日、家畜に対する安全性について農業資材審議会飼料分科会にて審議。同日、農業資材審議会から答申。
施策の概要等	（施策の概要） 平成22年 6月 1日、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のシの規定に基づき組換えDNA技術応用飼料の安全性に関する確認を行ったので、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第4条の規定により公表した 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ARG-No. 2株を利用して生産されたL-アルギニン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年8月31日付け厚生労働省発食安0831第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日食品安全委員会決定)の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」(平成17年4月28日食品安全委員会決定)に基づき、安全性が確認されたと判断した。 したがって、「ARG-No. 2株を利用して生産されたL-アルギニン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(本則)による改めての評価は必要ないと判断した。 (平成21年12月3日府食第1134号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成21年12月7日、申請者に対して通知。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種 既に安全性評価を経た旨の公表を行った次の4品種は除く ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統を掛け合わせ品種 ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせ品種 ・コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせ品種 ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせ品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年12月1日付け厚生労働省発食安1201第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」(平成16年1月29日食品安全委員会決定)に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 (平成22年1月7日府食第11号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	—
施策の概要等	平成22年3月8日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統と除草剤グルホシネート耐性ワタLLCotton25系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成22年1月5日付け厚生労働省発食安0105第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」(平成16年1月29日食品安全委員会決定)に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 (平成22年1月28日府食第66号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成22年4月15日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ（DP-356043-5）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成22年1月8日付け厚生労働省発食安0108第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 （平成22年1月28日府食第67号、なお平成21年2月26日府食第183号は廃止）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成22年2月1日、申請者に対して通知。 （施策の概要） 特記事項なし 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統とトウモロコシ1507系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種 既に安全性評価を経た旨の公表を行った次の4品種は除く ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統を掛け合わせ品種 ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせ品種 ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせ品種 ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせ品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成22年1月19日付け厚生労働省発食安0119第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」(平成16年1月29日食品安全委員会決定)に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 (平成22年2月18日府食第118号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	—
施策の概要等	平成22年5月12日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1（厚生労働省）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年4月28日付け厚生労働省発食安第0428001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、はヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 （平成22年3月11日府食第180号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成22年6月30日、食品の規格基準に関する告示を公布。 （施策の概要） 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1（農林水産省）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	飼料用
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成21年4月28日付け21消安第794号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評 価 目 的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全上の問題はないものと判断した。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ ただし、除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤で処理された飼料の管理については、わが国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。 （平成22年3月18日府食第212号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月9日、家畜に対する安全性について農業資材審議会飼料分科会にて審議。同日、農業資材審議会から答申。
施策の概要等	（施策の概要） 平成22年 6月 1日、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のシの規定に基づき組換えDNA技術応用飼料の安全性に関する確認を行ったので、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第4条の規定により公表した 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統とトウモロコシ1507系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月23日付け厚生労働省発食安0223第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」(平成16年1月29日食品安全委員会決定)に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 (平成22年3月18日府食第213号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成22年6月30日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	－

(継続)

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年1月26日付け厚生労働省発食安第0126001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成21年7月9日府食第658号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	消費者庁で食品衛生法第19条に基づく表示基準を策定するため、本年3月18日に内閣総理大臣から消費者委員会へ表示基準について諮問し、これを受け消費者委員会食品表示部会が3月23日及び5月24日に開催され、継続審議となったところ。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続21上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヘルシアコーヒー 無糖ブラック
評価品目の分類	新開発食品
用 途	クロロゲン酸類を関与成分とし、血圧が高めの人に適する旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年7月18日付け厚生労働省発食安第0718001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	提出された資料の範囲においては安全性に問題はないと判断した。 なお、本食品は「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について」（平成19年5月10日付け食品安全委員会決定）の2に該当することから、事業者は健康被害情報の収集・提供に努めるとともに、治療を受けている者等が摂取する際には、医師等に相談することの注意喚起表示を行うことが必要と判断された。 （平成21年8月27日府食第819号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月9日 消費者委員会に諮問 平成21年12月25日 消費者委員会新開発食品調査部会において審議 平成22年1月28日 消費者委員会より答申（特定保健用食品として認めることとして差し支えない） 平成22年4月28日 許可
施策の概要等	（施策の概要） 健康増進法第26条第1項に基づき、特定保健用食品として許可 【リスク評価結果との関係】 摂取をする上での注意事項として、「高血圧の治療を受けている方は医師などにご相談の上、飲用してください。」と表示
施策の実効性確保措置	平成22年4月28日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、許可書の交付を依頼
その他特記事項	調査会における指摘により、品目名を「リズムライフコーヒー 無糖ブラック」に変更

(継続21上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヘルシアコーヒー マイルドミルク
評価品目の分類	新開発食品
用 途	クロロゲン酸類を関与成分とし、血圧が高めの人に適する旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年7月18日付け厚生労働省発食安第0718001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	提出された資料の範囲においては安全性に問題はないと判断した。 なお、本食品は「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について」（平成19年5月10日付け食品安全委員会決定）の2に該当することから、事業者は健康被害情報の収集・提供に努めるとともに、治療を受けている者等が摂取する際には、医師等に相談することの注意喚起表示を行うことが必要と判断された。 （平成21年8月27日府食第819号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月9日 消費者委員会に諮問 平成21年12月25日 消費者委員会新開発食品調査部会において審議 平成22年1月28日 消費者委員会より答申（特定保健用食品として認めることとして差し支えない） 平成22年4月28日 許可
施策の概要等	（施策の概要） 健康増進法第26条第1項に基づき、特定保健用食品として許可 【リスク評価結果との関係】 摂取をする上での注意事項として、「高血圧の治療を受けている方は医師などにご相談の上、飲用してください。」と表示
施策の実効性確保措置	平成22年4月28日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、許可書の交付を依頼
その他特記事項	調査会における指摘により、品目名を「リズムライフコーヒー マイルドミルク」に変更

(継続21上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	麦の葉うまれの食物繊維
評価品目の分類	新開発食品
用 途	大麦若葉由来食物繊維を関与成分とし、お腹の調子が気になる人に適する旨を特定の保健の目的とする粉末形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年4月23日付け厚生労働省発食安第0423002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	提出された資料の範囲においては安全性に問題はないと判断した。 なお、本食品にはビタミンKを含む大麦若葉末に加え、スピルリナ末が配合されていることから、抗凝血剤（ワルファリン等）服用者及び医療従事者への情報提供のための注意喚起表示を行う必要があると判断した。 （平成21年8月27日府食第820号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月9日 消費者委員会に諮問 平成21年12月25日 消費者委員会新開発食品調査部会において審議 平成22年4月13日 消費者委員会新開発食品調査部会において審議 平成22年4月19日 消費者委員会より答申（特定保健用食品として認めることとして差し支えない） 平成22年8月23日 許可
施策の概要等	（施策の概要） 健康増進法第26条第1項に基づき、特定保健用食品として許可 【リスク評価結果との関係】 摂取をする上での注意事項として「さらに、ビタミンKを多く含む食品でもあるため、医師からビタミンKの摂取について注意するよう言われている方は、かかりつけの医師にご相談の上、摂取してください。」と表示
施策の実効性確保措置	平成22年8月23日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、許可書の交付を依頼
その他特記事項	

(継続21上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ガイオ タガトース
評価品目の分類	新開発食品
用 途	D-タガトースを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血糖値が気になり始めた方に適した旨を特定の保健の目的とするテーブルシュガー形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 ＜評価書「5. その他」抄＞ ヒト試験において、D-タガトースを摂取することによる血漿尿酸値及び血清尿酸値への影響を下表のとおりまとめた。 (略) ヒト試験の結果について検討したところ、反復投与試験（引用文献⑫⑬⑭）においては血漿尿酸値が上昇することについて累積性は認められないが、2型糖尿病患者を対象とした一日摂取量単回摂取試験（引用文献⑮⑯）において、また、血漿尿酸値が正常値より高い者を対象とした本食品一日摂取目安量(7.5 g/日)の2倍量単回摂取試験（引用文献㉓）において、本食品の摂取に伴い、血漿尿酸値が上昇後初期値に戻ることが確認されていない。 食品安全委員会新開発食品専門調査会においては、このことについて、糖尿病患者や通風患者等の病態管理や情報提供の観点から、本食品の摂取による尿酸値の上昇に関して、注意喚起表示等他の特定保健用食品への対応との整合性を図りつつ、リスク管理機関である厚生労働省において適切な管理措置を行うべきと考える。講じられた管理措置については、専門調査会あてに報告されたい。 なお、遺伝性果糖不耐症患者への対応としては、我が国における患者発生数が非常に少なく（平成14、15年度小児慢性特定疾患治療研究事業での登録者数は1人）、義務的な注意喚起をする必要性はないが、リスク管理機関としては、専門医、患者への適切な対応を検討されたい。 (平成18年6月8日府食第464号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	本食品の摂取による尿酸値の上昇に関する注意喚起表示の検討をするよう、申請者に対して指導中
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 1 8 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オラキンドックス
評価品目の分類	肥料・飼料等
用 途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オラキンドックスは、現時点で評価した知見からみる限り、遺伝毒性を有しているものと考えられるほか、発がん性及び催奇形性を有する可能性も否定できないことから、ADIを設定することは適当でない。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年10月1日府食第926号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年1月27日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【肥料・飼料等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ノシヘブタイド										
評価品目の分類	肥料・飼料等										
用 途	抗菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年9月12日付け厚生労働省発食安第0912008号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評 価 目 的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ノシヘブタイドの一日摂取許容量（ADI）を0.18μg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年6月25日府食第615号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月14日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年4月14日～7月27日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議										
施策の概要等	平成22年8月10日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI）のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI/ADI（％）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>17.7</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>45.2</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>17.1</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>17.4</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI/ADI（％）	国民平均	17.7	幼小児（1～6歳）	45.2	妊婦	17.1	高齢者（65歳以上）	17.4
	TMDI/ADI（％）										
国民平均	17.7										
幼小児（1～6歳）	45.2										
妊婦	17.1										
高齢者（65歳以上）	17.4										
施策の実効性確保措置	平成22年8月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

(継続21上)

バシヘプタイド(抗生物質)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	○ 0.03	0.03
豚の脂肪	○ 0.03	0.03
豚の肝臓	○ 0.03	0.03
豚の腎臓	○ 0.03	0.03
豚の食用部分 ²	○ 0.03	0.03
鶏の筋肉	○ 0.03	0.03
鶏の脂肪	○ 0.03	0.03
鶏の肝臓	○ 0.03	0.03
鶏の腎臓	○ 0.03	0.03
鶏の食用部分	○ 0.03	0.03

脚注

1. ○:平成22年8月10日施行

・表中にない食品については、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

2. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分をいう。

(継続)

【肥料・飼料等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コリスチン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用 途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305025号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	コリスチンの一日摂取許容量（A D I）を0.004mg/kg 体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年1月24日府食第81号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成22年6月8日～7月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)